

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

制 定	平成14年 1月30日	国自総第 446号
		国自旅第 161号
		国自整第 149号
最終改正	令和 6年 8月30日	国自安第 48号
		国自旅第 148号
		国自整第 113号

第2条の2 輸送の安全

「旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」（平成18年国土交通省告示第1087号）及び「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成18年9月27日付国自総第321号、国自旅第180号、国自貨第84号。以下「安全マネジメント等実施通達」という。）により、旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう指導すること。

第3条 苦情処理

- (1) 本条の趣旨は、事業者に、苦情に対する弁明義務に加え、苦情の内容、再発防止に必要と思われる事項を記録させることにより、①苦情の多い運転者等を把握し、適切に当該運転者等を指導すること、②苦情の全般を把握した上で、運転者等の教育を行うこと、③記録簿として整理することにより、苦情に対する事業者の対応を場当たりにさせないこと、等を通じて利用者サービスの向上を求めるものである。
- (2) 第2項各号については、次の点に留意すること。
 - ① 第1号の「苦情の内容」としては、苦情の具体的内容及び申出経緯を記録するほか、申出者の住所・氏名、苦情の発生年月日、発生場所又は区間、運転者の氏名についても記録すること。
 - ② 第2号の「原因究明の結果」としては、事実関係を調査した上で明らかになった苦情が発生した原因のみならず、類似の苦情が以前に発生していないかどうかについても調査を行い、その調査結果を記録すること。
 - ③ 第3号の「苦情に対する弁明の内容」とは、第1項の規定に基づき、苦情を申し出た者に対して事業者が弁明した具体的内容のことをいうが、原因究明の結果を反映させることは必要ではなく、弁明時点での内容を記録すること。
 - ④ 第4号の「改善措置」とは、原因究明の結果明らかになった事実関係に基づいて当該苦情に対する具体的措置及び再発防止のために行った措置のことをいう。
 - ⑤ 第5号の「苦情処理を担当した者」とは、苦情の申出を実際に受け付けた者その他苦情の申し出を行った者に対する対応を行った者のことをいう。
 - ⑥ 第1号から第4号までの各項目については、当該苦情の全容が分かるよう、できる限り詳細な記述とすること。
- (3) 苦情処理については、迅速かつ適切に行う必要があることから、事業者において苦情処理を専門的に行う職員を配置することが望ましいので、そのように事業者を指導されたい。

第4条 運賃及び料金等の実施等

(1) 運賃及び料金等の公示方法について（第2項）

第1号の「その他適切な方法」については、デジタル技術を活用した方法であって、利用者の利便に資するものとする。例えば、コミュニティバスに係る運賃及び料金等については、関係地方公共団体のウェブサイトに掲載することや、高速乗合バス（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1項に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するもの（注）をいう。）に係る運賃及び料金等については、高速乗合バスに関連する商品を販売するウェブサイトに掲載することが考えられる。

（注）「専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を超え、かつ、その長さが概ね50キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの」

(2) タクシー車両の運賃・料金に関する事項の表示（第2項）

① 本項の趣旨は、いわゆる流し営業を行うタクシーに乗車しようとする公衆及び乗車中の旅客が当該タクシーの運賃及び料金を判断することができるよう、一般乗用旅客自動車運送事業者に対して、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が定める方法により、運賃及び料金に関する事項を公衆及び旅客に見やすいように表示しなければならないことを義務付けたものである。

② 本項により地方運輸局長が表示の方法を定める際には、次の点に留意されたい。

イ. 表示の方法

- (イ) 表示する文字は、明瞭かつ的確に公衆及び旅客に見やすいように表示すること。
- (ロ) 車体に表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用いること。
- (ハ) 車内に表示する際には、前席後方部分など旅客から見やすい位置に表示すること。
- (ニ) 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるようにすること。

ロ. 表示する内容

- (イ) 車体に表示する運賃及び料金の内容は、初乗運賃額等公衆及び旅客の利便に資する必要最少限度のものとする。また、初乗距離の短縮等通常のタクシー運賃及び料金と異なる取扱いをする事項については、本項に定める表示の効果を損なわないよう適切に表示させること。
- (ロ) 車内に表示する運賃及び料金の内容は、初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方とすること。
- (ハ) なお、必要に応じて事業者等から、実施しようとする表示の内容について提出を求め、その適否を判断する等の配慮をすること。

(3) タクシー車内の運賃・料金の額の表示（第3項）

① 本項の趣旨は、運賃及び料金が距離制（時間距離併用制を含む。以下同じ。）による場合、乗車中の旅客が、運送中及び運送終了時において、支払うべき運賃及び料金について確認することができるよう、一般乗用旅客自動車運送事業者に対して、地方運輸局長の定めるところにより、運賃及び料金を表示するメーターを旅客に見やすいように表示しなければならないことを義務付けたものである。

② 本項により地方運輸局長が表示の方法を定める際には、次の点に留意されたい。

イ. 表示の方法

- (イ) 後席の旅客から見やすい位置に設置すること。
- (ロ) 旅客に見やすいように、明瞭かつ的確に、数字及び文字を表示すること。
- (ハ) 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるようにすること。

ロ. 表示する内容

運送中及び運送終了時点における距離制による運賃及び料金の額（距離短縮による運賃割増を適用

する場合によっては割増を適用した額とする。)のほか、原則として運賃割増又は運賃割引を適用する場合によってはその旨を表示すること。

ハ. なお、必要に応じて事業者等から、実施しようとする表示の内容について提出を求め、その適否を判断する等の配慮をすること。

第5条 公示事項等

(1) 高速乗合バスの旅客のみが乗降する停留所のうち、設置する場所が路外の私有地又は公共駐車場の場合であって、当該私有地等の地権者の意向から、第3項第1号から第3号までに規定する公示事項等（事業者及び当該停留所の名称、当該停留所に係る運行系統、当該運行系統ごとの発車時刻等）を公示できない場合にあつては、以下のいずれかの措置が講じられていることをもって、これらの公示事項の公示に代えることができるものとする。

- ① 当該停留所に近接した場所に設置される待合所において、これらの掲示事項が掲示されていること。
- ② 当該停留所において案内人を常駐させ、これらの掲示事項を旅客に対して常時案内できる体制が確保されていること。なお、完全予約便のみが発着する停留所にあつては、出発時刻の一定時間前から利用者への案内を行うことができればよいこととする。

(2) 第2項及び第4項の「その他適切な方法」については、デジタル技術を活用した方法であつて、利用者の利便に資するものとする。例えば、コミュニティバスに係る営業所の名称等については、関係地方公共団体のウェブサイトに掲載することや、高速乗合バスに係る営業所の名称等については、高速乗合バスに関連する商品を販売するウェブサイトに掲載することが考えられる。

第6条 公示事項の変更の予告

第2項第1号の「その他適切な方法」については、デジタル技術を活用した方法であつて、利用者の利便に資するものとする。例えば、コミュニティバスに係る運賃及び料金等の変更については、関係地方公共団体のウェブサイトに掲載することや、高速乗合バスに係る運賃及び料金等の変更等については、高速乗合バスに関連する商品を販売するウェブサイトに掲載することが考えられる。

第7条 事業の休止及び廃止等の公示

第3項第1号の「その他適切な方法」については、デジタル技術を活用した方法であつて、利用者の利便に資するものとする。例えば、コミュニティバスに係る事業の休止及び廃止等については、関係地方公共団体のウェブサイトに掲載することや、高速乗合バスに係る事業の休止及び廃止等については、高速乗合バスに関連する商品を販売するウェブサイトに掲載することが考えられる。

第7条の2 運送引受書の交付

- (1) 本条の趣旨は、運送引受書の交付及び保存を義務付けることにより、一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行者等の運送契約を締結する者との間の取引内容の明確化及び公正な取引の確保を図るものである。
- (2) 第1項第2号の「運行の開始及び終了の地点及び日時」のうち、「地点」は運行に係る事業用自動車の車庫を、「日時」は当該車庫からの出庫及び帰庫の日時をいう。
- (3) 運送引受書の作成方法については、運行単位（運行の開始から終了まで）毎に、一つの書面に第1項各号の記載事項を全て網羅して記載することを基本とする。但し、必要に応じ、例えば、基本契約書と個別の運送に係る確認書面を組み合わせるなど、複数の書面により全ての記載事項を網羅する方法も可能とする。

- (4) 第2項の運送引受書の写しの保存について、複数の書面により全ての記載事項を網羅する方法を採る場合は、運行単位毎に全ての記載事項を容易に確認できる方法で保存しなければならない。
- (5) 第3項の「運送の申込者」は、旅行者、旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者のことをいう。
- (6) 第3項の「運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類」について、年間契約等により、一定期間内の運行に係る手数料又はこれに類するものの額を定めた場合は、運行ごとに当該契約書の写しを運送引受書の写しとともに保存しなければならない。
- (7) 第1項の運送引受書の交付並びに第2項の運送引受書の写し及び第3項の運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合におけるその額を記載した書類の保存については、それぞれ国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第10条第1項及び第3条第1項の規定により、書面の交付に代えて電磁的記録の交付を、書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行うことができる。
- (8) 運送引受書の写し及び手数料又はこれに類するものを支払った場合にはその額を記載した書類を運送の終了の日から3年間保存することを義務付けているが、複数年度にまたがる等継続した契約については、契約終了年月日を起点として3年間の保存が必要となることに留意すること。

第8条 乗車券

「電磁的方法により記録された一定の様式の乗車券」とは、具体的にはICカードによる乗車券等単なる目視によっては本条各号に掲げる事項の確認ができないが、カードリーダー等の機器によって当該事項が確認できるようなものをいう。なお、ICカードによる乗車券等の「電磁的方法により記録された一定の様式の乗車券」を発行する際には、当該乗車券が利用者の単なる目視では直接当該事項が確認できないものであることにかんがみ、利用者保護を図る観点から、本条各号に掲げる事項のうち、少なくとも事業者の名称及び通用区間並びに定期乗車券の通用期間については、券面記載を併用するとともに、運賃額についても極力利用者が残額等を確認できるような体制を整えることが望ましい。

第15条 車掌の乗務

- (1) 第2号の「道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があるとき」の判断基準は、次に示すとおりとする。ただし、積雪、氷結等により一時的に道路障害の起きる地域等について、これによることが適当でないと認められる場合には、地方運輸局長は本基準と異なる基準を定めることができる。この場合、隣接の地方運輸局長と密接な連携をとること。

なお、天災その他の理由によって状態が変化する路肩、路面、転落危険箇所等に係る運転上の危険の有無については、第一義的に事業者が判断するものとする。

〔「道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があるとき」の判断基準〕

1. 道路

運行系統又は運行経路において、他の車両等と安全にすれ違うことができる幅員（6m）を有していない区間が存在する場合。ただし、次のいずれかの条件に該当する場合を除く。

- ① 過疎地のように交通量が少ない地域に存するものであること。
- ② 道路の大部分を、両端から、直接に又は道路に設置されている鏡を使用して、見通すことができること。

- ③ 待避所がある場合には、待避所相互間の道路の大部分を、直接に又は道路に設置されている鏡を使用して、見通すことができること。
- ④ 誘導員（事業者の監督下にあるものに限る。）が配置されていること。
- ⑤ 幅の狭い車両であること。

2. 踏切道

運行系統又は運行経路上に存する踏切道に、踏切警手若しくは誘導員の配置又は保安設備（踏切警報機、踏切遮断機及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第33条の信号機をいう。）の設置がされていない場合。ただし、次のいずれかの条件に該当する場合はこの限りではない。

- ① 専用鉄道、構外側線又はこれに類するものに存するものであること。
- ② 次のような単線区間に存するものであること。
 - イ. 踏切道の地点における列車速度が50km/h以下であること。
 - ロ. 踏切道直前の一時停止の地点において、バスの運転者席から、踏切道に設置されている鏡を使用しないで、線路を200m以上見通すことができること。

3. 折り返し場所

道路、駅前広場等を折り返し場所とする場合であって、折り返しをする際に後退が必要であるもの。ただし、次のいずれかの条件に該当する場合を除く。

- ① 過疎地のように交通量が少ない地域に存するものであること。
- ② 柵等で通行区分が明確にされており、バスの後退により人又は他の車両等に危険を及ぼすおそれがないこと。
- ③ 誘導員（事業者の監督下にあるものに限る。）が配置されていること。
- ④ 後方確認用テレビを装着した車両であること。

(2) 車掌を乗務させないで運行するバス（以下「ワンマンバス」という。）の運行に際しては、事業者が旅客の利便を阻害することがないように措置し、例えば同一路線において乗降方法及び運賃收受方法の異なるワンマンバスを運行させる場合には、車両前面左側に「前乗り後払い」等乗車方法及び運賃收受方法を表示すること等事業者を指導するものとする。

(3) 事業者が2階建てバス等立席のないバスにより車掌を乗務させないで運行を行おうとする場合において、起終点以外の停留所における旅客の乗車により、定員を超える旅客を乗せて運行することとなる状況が予想される場合には、乗降口を運転者席の横に限り設ける、又は乗降客数の確認を行う装置を設置する等適切な措置を講ずるよう指導すること。

第15条の2 特定自動運行保安員の業務等

(1) 特定自動運行保安員の選任（第1項）

「事業計画の遂行に十分な数の特定自動運行保安員」については、事業の形態が千差万別であるため、一概に、統一的かつ定量的な基準を定めることは困難であるが、各事業者における特定自動運行旅客運送の形態を十分考慮して、適切な数の特定自動運行保安員を選任するよう指導すること。なお、1人の特定自動運行保安員が複数台の特定自動運行事業用自動車の運行の業務に従事することとして差し支えない。

また、特定自動運行保安員は、運行管理者、整備管理者、運転者、道路交通法第75条の19第2項に規定する特定自動運行主任者及び同法第75条の19第3項に規定する現場措置業務実施者を兼務することとして差し

支えない。この場合において、特定自動運行保安員は、自らが業務に従事する特定自動運行事業用自動車の運行管理を行う運行管理者を兼務することはできない。

なお、1台の特定自動運行事業用自動車の運行の業務を複数の特定自動運行保安員で分担し、運行することは可能であり、例えば、1台の特定自動運行事業用自動車の運行の業務に関し、ある特定自動運行保安員が日常点検に係る業務を、他の特定自動運行保安員が日常点検に係る業務以外の業務を行う等、複数の特定自動運行保安員が1台の特定自動運行事業用自動車の運行の業務に従事することとして差し支えない。

(2) 特定自動運行旅客運送を行うために必要な基本的措置（第2項）

本項の趣旨は、運転者が存在する場合と同等の輸送の安全等を確保しつつ、特定自動運行旅客運送を行うために必要な基本的措置を規定するものである。

(3) 特定自動運行旅客運送を行う場合の体制（第3項）

特定自動運行旅客運送を行う事業者は、自らの責任の下、運転者が乗務している場合と同等の輸送の安全等を確保することが求められる。したがって、特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、以下の事項が遵守されるよう事業者に対し指導すること。

① 特定自動運行旅客運送に係る運行管理の体制

特定自動運行旅客運送を行う旅客自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車の運行管理に関し、以下の事項を遵守する必要がある。

イ 特定自動運行事業用自動車の運行中は、電話その他の方法（携帯電話、業務無線等により特定自動運行保安員と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は該当しない。）を用いて、特定自動運行保安員に対し必要な指示等を行える連絡体制を整備しなければならないこと。

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業者（乗車定員10人以下の事業用自動車の運行のみを行う営業所を除く。）及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の形態上、長距離又は大量旅客輸送が想定され、異常気象、特定自動運行保安員の体調変化等の発生時に運行の中止等の判断、指示等に伴う調整が必要となることから、イの規定に加えて、特定自動運行事業用自動車の運行中少なくとも一人の運行管理者は、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の特定自動運行事業用自動車の運行業務に従事せずに、異常気象、特定自動運行保安員の体調変化等の発生時速やかに運行の中止等の判断、指示等を行える体制を整備しなければならないこと。

② 旅客の安全確保に係る措置

特定自動運行事業用自動車に乗車する旅客には、走行中は移動しないことや、座席ベルト着用義務のある座席においては座席ベルトを着用すること等が求められる。このため、旅客自動車運送事業者は、旅客の安全確保に係る以下の事項又はこれらと同様の対応を行う必要がある。

イ 走行中の旅客の移動の防止

走行中は旅客が立ち上がったリ、移動したりしないよう、また、立客については、つり革等につかまるよう、特定自動運行保安員又は自動音声装置によるアナウンスで要請すること。

ロ 座席ベルトの着用

座席ベルトを着用するよう、特定自動運行保安員又は自動音声装置によるアナウンスで要請すること。

なお、旅客が座席ベルトを装着していない場合において、特定自動運行保安員に対し、旅客が座席ベルトを装着していない旨を警報する装置を使用することとして差し支えない。

③ 遠隔監視業務等を外部委託する場合の措置

事業者が、法第35条の規定に基づき、特定自動運行事業用自動車の運行の管理や遠隔監視等を外部委託する場合においても、委託元である事業者（以下本規定において「委託者」という。）には、関係者の責務及び役割の分担を明確化した上で、特定自動運行旅客運送を実施する体制を構築することが求められる。このため、外部委託を伴う特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、委託者及び受託者に対し、以下の事項を遵守させる必要がある。

- イ 委託者は、特定自動運行事業用自動車の運行に関する状況を遅滞なく、かつ、適切に把握・判断し、必要な指示及び旅客への連絡を行うことができる体制・設備を整備すること。
- ロ 受託者は、運行中断・事故発生時等、委託者の指示が必要となる場合において、遅滞なく委託者に指示を仰ぐことができる体制・設備を整備すること。
- ハ 受託者は、委託者との間で締結した特定自動運行事業用自動車の運行の業務に係る契約に基づく乗降口の扉の開閉や事故時の初動対応等の定型業務を除き、特定自動運行事業用自動車の運行の業務に係る判断及び対応を行わないこと。
- ニ 委託者及び受託者は、緊急時にも確実な指示のやり取り等が行えるよう、双方間における連絡システムに冗長性を持たせるものとし、かつ、緊急時の連絡方法等について予め定めておくこと。

④ 同時に対応すべき事象が発生した場合の体制

特定自動運行事業用自動車に不具合が発生した場合にあっては、特定自動運行保安員が運行の業務に従事する当該特定自動運行事業用自動車を含む全ての特定自動運行用事業用自動車の運行を一律に停止させる必要がある。

一方、(1)のとおり、1人の特定自動運行保安員が複数台の特定自動運行事業用自動車の運行の業務に従事することも可能としているが、例えば、以下のような事例においては、関係する特定自動運行事業用自動車の運行を一律に停止するための措置を講ずる必要はないことに留意されたい。

<事例>

特定自動運行保安員A及びBの2者を選任し、それぞれが複数台の特定自動運行事業用自動車の運行の業務に従事している場合において、特定自動運行保安員Aが運行の業務に従事する特定自動運行事業用自動車のうち、一部の特定自動運行事業用自動車に不具合が発生し、業務が適切に行えない場合であって、同時に対応すべき事象が発生した場合に、不具合等が発生していない他の特定自動運行事業用自動車の運行の業務を特定自動運行保安員Bに安全に引き継ぐことができる。

(4) 運行中断・事故発生時等における措置（第4項）

特定自動運行保安員が遠隔から業務を行う場合においては、特に事故発生時における応急手当について、運転者が乗務している場合と異なる措置を講ずることが求められる。したがって、特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、事業者は、すみやかな応急手当を実施するために必要かつ適切な方法について検討する必要がある。なお、事業の形態が千差万別であるため、一概に、統一的な基準を定めることは困難であるが、例えば、以下の措置を講じることが推奨される。

① 適切な応急手当の方法に関する特定自動運行保安員への指導

特定自動運行保安員がすみやかな応急手当を実施できるよう、当該特定自動運行保安員に対し、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成5年3月30日 消防救第41号）に基づく上級救命講習又は応急手当普及員講習を受講させること。

② 特定自動運行事業用自動車への応急手当用品の搭載

特定自動運行事業用自動車内に自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator : AED）その他の応急手当に必要な用品を搭載すること。

③ 応急手当実施時における旅客等への協力の要請

特定自動運行保安員その他の従業員が特定自動運行事業用自動車に乗車していない状況において事故が発生した場合には、旅客又は歩行者等の交通参加者に応急手当の協力を求めること。

なお、旅客への協力の依頼については、事業者の運送約款へ明記することが望ましい。

(5) 禁止行為（第6項）

本条第6項第1号については、特定自動運行事業用自動車に備え付けられた運行状況の把握に係る装置の判断に基づき、運行時刻前に発車しないこととして差し支えない。

なお、特定自動運行事業用自動車に備え付けられた運行状況の把握に係る装置を用いて特定自動運行事業用自動車の運行の業務を行う場合にあっては、日常点検の実施の際に当該装置の作動状況について点検又はその確認をすること。

(6) 特定自動運行保安員の遵守事項（第8項）

同条第7号及び第9号の乗降口の扉の開閉については、特定自動運行保安員が遠隔から車室内及び車室外の状況を把握できるカメラ及びセンサー等を活用しつつ旅客の状況を確認して扉を開閉することが必要であるが、旅客その他周囲の交通の安全が確保されることを前提として、特定自動運行事業用自動車に備え付けられた乗降口の扉の開閉に係る装置の判断に基づき、自動で乗降口の扉を開閉すること又は旅客自ら乗降口の扉の開閉を行うこととして差し支えない。

なお、特定自動運行事業用自動車に備え付けられた上記の判断に係る装置を用いて特定自動運行事業用自動車の運行の業務を行う場合にあっては、日常点検の実施の際に当該装置の作動状況について点検又はその確認をすること。

(7) 特定自動運行保安員の交替時点検（第10項）

本条第8項第10号に基づく点検の項目は、次に掲げるものであること。ただし、※の項目は、エアブレーキを採用している車両に限る。

○ブレーキの効きが十分であること。

○タイヤ空気圧が適当であること。

○灯火装置及び方向指示器の点灯又は点滅状態が不良でないこと。

※空気圧力の上がり具合が不良でないこと。

※ブレーキバルブからの排気音が正常であること。

なお、これらの項目について、遠隔での点検が可能な設備が備わっている場合には、当該設備を使用した点検を行うこととして差し支えない。

第16条 遅延に関する公示

第2項第1号及び第2号の「その他適切な方法」については、デジタル技術を活用した方法であって、利用者の利便に資するものとする。例えば、コミュニティバスの遅延については、関係地方公共団体のウェブサイトに掲載することや、高速乗合バスの遅延については、高速乗合バスに関連する商品を販売するウェブサイトに掲載することや、利用者が旅行業者を通じて手配した貸切バスの遅延については、関係旅行業者のウェブサイトに掲載することが考えられる。

第17条 事故に関する公示

第2項の「その他適切な方法」については、デジタル技術を活用した方法であって、利用者の利便に資するものとする。例えば、コミュニティバスに係る事故については、関係地方公共団体のウェブサイトに掲載す

ることや、高速乗合バスに係る事故については、高速乗合バスに関連する商品を販売するウェブサイトに掲載することが考えられる。

第20条 異常気象時等における措置

- (1) 「その他の理由」とは、大雨、大雪、暴風等の異常気象及び土砂崩壊、路肩軟弱等の路線障害等をいう。
- (2) 「必要な指示その他輸送の安全のための措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示のほか、雪道を走行するおそれがある場合においては、滑り止めの措置が講じられていること（一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業にあつては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていること等を含む。）の確認をいう。

第21条 過労防止等

(1) 勤務時間及び乗務時間（第1項）

事業者が運転者（個人事業主、同居の親族及び法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下「事業主等」という。）が運転する場合には、当該者を含む。）の勤務時間及び乗務時間を定めるときの具体的な基準は、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」（令和4年12月23日付け基発1223第3号）とする。なお、事業主等が運転者として選任される場合の拘束時間は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）で定める労使協定の締結により延長することができる範囲を超えないものとし、当該労使協定の締結を行っていない場合にあつても、当該労使協定により延長することができる範囲を超えないものとする。

(2) 営業所等の休憩施設及び睡眠・仮眠施設（第2項）

① 休憩施設又は睡眠・仮眠施設が設けられている場合であっても、次のいずれかに該当する施設は、「有効に利用することができる施設」に該当しない例とする。

- イ. 運転者、車掌その他の乗務員及び特定自動運行保安員（以下「乗務員等」という。）が実際に休憩、睡眠又は仮眠を必要とする場所に設けられていない施設
- ロ. 寝具等必要な設備が整えられていない施設
- ハ. 施設・寝具等が、不潔な状態にある施設

② 「その他営業所又は自動車車庫付近の適切な場所」とは、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2kmの範囲内の場所をいう。ただし、法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの。以下同じ。）者にあつては、この限りではない。

③ 「整備」とは、施設の自己所有、施設の一定期間の借り上げ等一定期間の使用権原を有することをいう。この場合において、「一定期間」とは、3年以上（特定旅客自動車運送事業者及び法人タクシー事業者にあつては1年以上）とする。

④ 「適切に管理」とは、当該事業者が、休憩施設又は睡眠・仮眠施設の状態が常に良好であるように、計画的に運行管理者に当該施設を管理させることをいい、「保守」とは、当該事業者が当該施設を良好な状態に修復することをいう。

(3) 営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合の睡眠施設（第3項）

① 睡眠施設が設けられている場合であっても、次のいずれかに該当する施設は、「有効に利用することができる施設」に該当しない例とする。

イ. 運転者が実際に睡眠を必要とする場所に設けられていない施設

ロ. 寝具等必要な設備が整えられていない施設

ハ. 施設・寝具等が、不潔な状態にある施設

② 「整備」とは、施設の自己所有、施設の一定期間の借り上げ等一定期間の使用権原を有することをいう。この場合において、「一定期間」とは、3年以上（特定旅客自動車運送事業者及び法人タクシー事業者にあつては1年以上）とする。「確保」とは、ホテルを予約するなど一時的な使用権原を有することをいう。

③ 「適切に管理」とは、当該事業者が、睡眠施設の状態が常に良好であるように、計画的に運行管理者に当該施設を管理させることをいい、「保守」とは、当該事業者が当該施設を良好な状態に修復することをいう。

④ 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを予約するなど管理及び保守する者が別に存在する施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。

(4) 酒気を帯びた状態にある乗務員等の業務禁止（第4項）

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度 0.15mg/l以上であるか否かを問わないものである。

(5) 健康状態の把握及び疾病・疲労・睡眠不足等のある乗務員等の業務禁止（第5項）

① 「健康状態の把握」とは、乗務員等（事業主等が事業用自動車の運行の業務に従事する場合には、当該者を含む。）が受診する労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項に定める健康診断及び同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断を行うこと並びに同条第5項ただし書きの場合において乗務員等が受診する健康診断の受診結果を提出させることをいう。

② 「その他の理由」とは、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶり等をいう。

(6) 交替運転者の配置（第6項）

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. 勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合

(イ) 拘束時間が15時間を超える場合

(ロ) 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合

(ハ) 連続運転時間が4時間を超える場合

ロ. 高速乗合バス（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行であつて、同規則第10条第1項第1号ロの運賃を適用するものをいう。以下この項において同じ。）及び貸切バス（一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバスをいう。以下同じ。）にあつては次の「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について」で定められた条件を超えて引き続き運行する場合

高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について

1. 用語の定義

- (1) 高速乗合バス：道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するもの（注）をいう。
（注）「専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を越え、かつ、その長さが概ね50キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの」
- (2) 高速道路：高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。
- (3) 貸切委託運行：道路運送法（昭和26年法律第183号）第35条第1項の許可を受けて行う管理の受委託による運行であって、委託者の高速乗合バスに係る一般乗合旅客自動車運送事業の管理を他の一般貸切旅客自動車運送事業者へ委託し、受託者が保有する事業用自動車をその運行の用に供するものをいう。
- (4) 1日の乗務：1人の運転者が1日（始業から起算して24時間をいう。以下同じ。）のうち、最初に運転を開始してから、最後に運転を終了するまでの間の乗務をいう。
- (5) 一運行：1人の運転者の1日の乗務のうち、回送運行を含む運転を開始してから運転を終了するまでの一連の乗務を一運行という。ただし、1人の運転者が1日に2つ以上の実車運行に乗務し、その間に連続1時間以上の休憩を確保する場合であって、当該休憩の直前及び直後に回送運行があるときには、当該休憩の前後の実車運行はそれぞれ別の運行とする。なお、1人の運転者が同じ1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に連続して乗務する場合には、運行と運行の間に連続1時間以上の休憩を挟んでいても、これらの連続する運行を合わせて1つの夜間ワンマン運行とみなす。
- (6) ワンマン運行：交替運転者が同乗していない運行をいう。一運行の実車運行区間に一部であっても交替運転者が同乗していない区間がある場合及び運行計画又は運行指示書上、運転の交替が計画又は指示されていない運転者等が同乗している場合についても、当該一運行をワンマン運行とする。
- (7) 夜間ワンマン運行：最初の旅客が乗車する時刻若しくは最後の旅客が降車する時刻（運転を交替する場合にあっては実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻）が午前2時から午前4時までの間にあるワンマン運行又は当該時刻をまたぐワンマン運行をいう。
- (8) 昼間ワンマン運行：夜間ワンマン運行に該当しないワンマン運行をいう。
- (9) 実車運行：旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行をいい、回送運行は実車運行には含まない。
- (10) 実車距離：実車運行する区間（以下単に「実車運行区間」という。）の距離をいう。
- (11) 回送運行：実車運行区間以外の区間における運行をいう。
- (12) 一運行の実車距離：1人の運転者が一運行で運転する実車距離をいう。
- (13) 1日の合計実車距離：1人の運転者が1日の乗務で運転する実車距離の合計をいう。
- (14) 一運行の運転時間：1人の運転者が回送運行を含む一運行で運転する時間をいう。
- (15) 1日の運転時間：1人の運転者が回送運行を含む1日の乗務で運転する時間をいう。
- (16) 連続乗務回数：夜間ワンマン運行を含む1日の乗務を連続して行う日数をいう。
- (17) 連続運転時間：10分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。

2. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準

高速乗合バス及び貸切バスにあっては、以下に定める実車距離、運転時間等の条件を超えて引き続き運行する場合には、あらかじめ、交替運転者を配置しておかなければならない。なお、1人の運転者の1日の乗務が、夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行のいずれか一運行のみの場合には、それぞれ夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行に係る規定を適用することとし、1人の運転者が同じ1日の乗務の中で、2つ

以上の運行に乗務する場合には、夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行に係る規定に加え、1日の乗務に係る規定も適用することとする。

		高速乗合バスの交替運転者の配置基準	貸切バスの交替運転者の配置基準
(1) 夜間ワンマン運行に係る規定	①一運行の実車距離	<p>夜間ワンマン運行の一運行の実車距離は、400 km（次のイ又はロ（貸切委託運行にあつてはイ）に該当する場合にあつては、500 km）を超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、⑥の夜間ワンマン運行の特認を受けた路線に乗務する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該運行の運行直前に11時間以上の休息期間を確保している場合</p> <p>ロ 当該運行の実車距離100 kmから400 kmまでの間に運転者が身体を完全に伸ばして仮眠することのできる施設（車両床下の仮眠施設等を含む。ただし、リクライニングシート等の座席を除く。）において仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保している場合</p>	<p>夜間ワンマン運行の一運行の実車距離は、400 km（次のイ及びロに該当する場合にあつては、500 km）を超えないものとする。</p> <p>イ 当該運行の運行直前に11時間以上の休息期間を確保している場合</p> <p>ロ 当該運行の一運行の乗務時間（当該運行の回送運行を含む乗務開始から乗務終了までの時間をいう。）が10時間以内であること又は当該運行の実車距離100 kmから400 kmまでの間に運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設（車両床下の仮眠施設等、リクライニングシート等の座席を含む。）において仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保している場合</p>
	②一運行の運転時間	<p>夜間ワンマン運行の一運行の運転時間は、9時間を超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。</p>	<p>夜間ワンマン運行の一運行の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとする。</p>
	③夜間ワンマン運行の連続乗務回数	<p>夜間ワンマン運行の連続乗務回数は、4回（一運行の実車距離が400 kmを超える場合にあつては、2回）以内とする。</p>	<p>夜間ワンマン運行の連続乗務回数は、4回（一運行の実車距離が400 kmを超える場合にあつては、2回）以内とする。</p>
	④実車運行区間における連続運転時間	<p>夜間ワンマン運行の高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行計画書上、概ね2時間までと</p>	<p>夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、概ね2時間までとする。</p>

		する。	
	⑤実車運行区間の途中における休憩の確保	夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、運行計画上、実車運行区間における運転時間4時間毎に合計40分以上（一運行の実車距離が400km以下の場合にあっては、合計30分以上）（分割する場合は、1回が連続10分以上）の休憩を確保していなければならないものとする。	夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、運行指示書上、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続20分以上（一運行の実車距離が400km以下の場合にあっては、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続15分以上）の休憩を確保していなければならないものとする
	⑥一運行の実車距離500kmを超える夜間ワンマン運行路線の特認	①の規定に関わらず、運行管理体制等に係る路線毎の審査により一運行の実車距離500kmを超える夜間ワンマン運行（貸切委託運行を除く。）する路線を設定できるものとする。この場合には、高速乗合バス乗務に係る教育体制、運転者の健康管理体制、当該路線を維持するために必要な運転者数（経験年数を含む。）、当該路線を運行するために必要となる仮眠施設を有する車両の保有台数等を審査するものとする。当該特認を受けた夜間ワンマン運行を行う場合、上記②から⑤までの条件を満たしていることに加え、当該運行に乗務する回数は、1人の運転者につき、1週間当たり2回以内とする。	
(2)	①一運行の実車距離	昼間ワンマン運行の一運行の実車距離は、500km（次のイ又はロに該当する場合にあっては、600km）を超えないものとする。 イ 当該運行の運行直前に11時間以上の休息期間を確保している場合 ロ 当該運行の実車運行区間の途中に合計1時間以上（分割する場合は、1回連続20分以上）の	昼間ワンマン運行の一運行の実車距離は、500km（当該運行の実車運行区間の途中に合計1時間以上（分割する場合は、1回連続20分以上）の休憩を確保している場合にあっては、600km）を超えないものとする。
屋間ワンマン運行に			

係 る 規 定		休憩を確保している場合	
	②一運行の運転時間	昼間ワンマン運行の一運行の運転時間は、9時間を超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。	昼間ワンマン運行の一運行の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとする。ただし、1週間当たり2回まで、これを運行指示書上、10時間までとすることができるものとする。
	③高速道路の実車運行区間における連続運転時間	昼間ワンマン運行の高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行計画書上、概ね2時間までとする。	昼間ワンマン運行の高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、概ね2時間までとする。
(3) 1 日 乗 務 に 係 る 規 定	①1日の合計実車距離	1日の合計実車距離は600 kmを超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。	1日の合計実車距離は600 kmを超えないものとする。ただし、1週間当たり2回まで、これを超えることができるものとする。
	②1日の運転時間	1日の運転時間は、9時間を超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。	1日の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとする。ただし、夜間ワンマン運行を行う場合を除き、1週間当たり2回まで、これを運行指示書上、10時間までとすることができるものとする。
(4)乗務中の体調報告		次のイ又はロの運行を行う場合にあつては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者又は補助者（この表において「運行管理者等」という。）に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。なお、当該記録については、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。 イ 一運行の実車距離が400 km	次のイ又はロの運行を行う場合にあつては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者等に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。なお、当該記録については、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。 イ 一運行の実車距離が400 kmを超える夜間ワンマン運行を

	<p>を超える夜間ワンマン運行を行う場合 当該運行の実車距離100 kmから400 kmまでの間</p> <p>ロ 1日の乗務の合計実車距離が500 kmを超えるワンマン運行を行う場合 当該1日の乗務の合計実車距離100 kmから500 kmまでの間</p>	<p>行う場合 当該運行の実車距離100 kmから400 kmまでの間</p> <p>ロ 1日の乗務の合計実車距離が500 kmを超えるワンマン運行を行う場合 当該1日の乗務の合計実車距離100 kmから500 kmまでの間</p>
<p>(5) デジタル式運行記録計による運行管理</p>	<p>一運行の実車距離400 kmを超える夜間ワンマン運行又は1日の乗務の合計実車距離500 kmを超えるワンマン運行を行う場合には、当該運行の用に供される車両に道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められる機器（この表において「デジタル式運行記録計等」という。）を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行わなければならない。</p>	<p>一運行の実車距離400 kmを超える夜間ワンマン運行又は1日の乗務の合計実車距離600 kmを超えるワンマン運行を行う場合には、当該運行の用に供される車両にデジタル式運行記録計等を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行わなければならない。</p>

② 「交替するための運転者を配置」とは、交替運転者を当該事業用自動車に添乗させ、又は交替箇所にて予め待機させることをいう。

(7) 乗務員等の体調変化時等における措置（第7項）

① 本項の趣旨は、事業用自動車の運行中に生じた乗務員等の体調変化等により安全な運行の継続に支障が生ずるおそれがあるときは、旅客自動車運送事業者は当該運行の状況の適切な把握等を行い、輸送の安全確保を最も優先して、乗務員等に対する運行の中止、休憩の確保、運行計画の変更の指示等、必要な措置を講じなければならないことを義務付けたものである。

当該趣旨を踏まえ、運転者等が第15条の2第8項第2号又は第50条第1項第3号の3に規定する申出を円滑に行えるような環境づくりに努めるよう、旅客自動車運送事業者に対し指導すること。

② 「その他の理由」とは、頭痛、吐き気、意識低下等の症状の発現等による突発的な体調変化、交通事故や大規模渋滞等の予期できない走行環境の変化等をいう。

第21条の2 運行に関する状況の把握のための体制の整備

(1) 本条の趣旨は、旅客自動車運送事業者が、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時に、乗務員に対して

必要な措置を適切に講じるよう、事業用自動車の運行中は、乗務員に対する指示等を適正かつ確実に行える体制を整備しなければならないことを義務付けたものである。

(2) (1)の趣旨を勘案し、体制の整備の具体的な取扱いについては次のとおりとする。

- ① 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行中は、電話その他の方法（携帯電話、業務無線等により乗務員と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は該当しない。）を用いて、乗務員に対し必要な指示等を行える連絡体制を整備しなければならないこととする。
- ② 一般乗合旅客自動車運送事業者（乗車定員10人以下の事業用自動車の運行のみを行う営業所を除く。）及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の形態上、長距離又は大量旅客輸送が想定され、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時に運行の中止等の判断、指示等に伴う調整が必要となることから、①の規定に加えて、事業用自動車の運行中少なくとも一人の運行管理者は、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転業務に従事せずに、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時速やかに運行の中止等の判断、指示等を行える体制を整備しなければならないこととする。
- ③ 離島に存する営業所において、離島での運行については地理的条件その他の事情を勘案して、②の規定は適用しないこととする。

第22条 乗務距離の最高限度等

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業については、特に流し営業中心の地域において、歩合制賃金を背景として無理に営業収入増を図るため、乗務距離を稼ごうとするあまり過労運転や最高速度違反が生じやすい状況となっていることから、このような事態が生じないと考えられる乗務距離の最高限度を定めることとする規制を設けたもので、本規制は、過労運転の弊害を防止するためのノルマの禁止（第23条）及びこれらの規制の実効性を図るための運行記録計の設置義務規制（第26条第2項）とともに、地方運輸局長が指定する地域において実施されることとなる。

(2) 地域の指定（第1項）

地域の指定は、旅客流動量や交通事故件数等の交通の状況を考慮して行うことが必要であるが、(1)の趣旨にかんがみれば、流し営業が中心となっていると考えられる政令指定都市以上の規模の都市を含む地域について行われることが望ましい。また、地域指定に当たっては、各地域ごとの実態（注1）に応じて過剰な規制となったり、逆効果をもたらすことのないよう関係者によるタクシー事業の適正化のための話し合いの場において十分議論の上、指定の是非を検討する必要がある。なお、指定する地域は、原則として営業区域単位とする。

（注1）各地域ごとの実態把握のための指標の例

- ・ 営業形態（流し比率、無線の利用状況等）
- ・ 1日1車当たりの走行距離、輸送回数
- ・ タクシー乗務員の拘束時間の実績
- ・ 高速自動車国道及び自動車専用道路の利用状況（回数及び走行距離）
- ・ タクシーの最高速度違反状況
- ・ タクシー事業者の行政処分状況

(3) 乗務距離の最高限度の設定（第2項）

乗務距離の最高限度は、指定した地域における道路、交通及び輸送の状況に応じ運行の安全を阻害するおそれのないよう定めることが必要であり、当該指定地域の実態を踏まえ次のモデル例を参考として定めるものとする。

なお、日勤勤務者、隔日勤務者の別ごとに乗務距離の最高限度をそれぞれ設定するかどうかは、地域の
実情により判断するものとする。

[乗務距離の最高限度の設定の考え方（モデル例）]

実態調査の実施等により得た指定地域に係る以下の各指標（注2）を総合的に判断し、乗務
距離の最高限度を定める。

- ① 1日1車当たりの走行距離、輸送回数
- ② 1日1車当たりの走行可能時間
- ③ 1日1車当たりの総走行距離の分布
- ④ タクシーの平均速度
- ⑤ タクシー乗務員の拘束時間の実績

〈参考〉具体的な算出例

- イ 1日1車当たりの走行可能時間
最大拘束時間－（日常点検+点呼・納金+休憩時間）
- ロ 指定地域内におけるタクシーの平均速度
実態調査から得られたタクシーの平均運行速度
- ハ 乗務距離の最高限度
イ × ロ = 乗務距離の最高限度

（注2）その他次の各指標を用いることも考えられる。

- ・ 表定速度
- ・ 今後の道路整備の計画における予測値（表定速度等）

(4) このほか本条の施行に関し留意すべき点は、次のとおりである。

- ① 指定地域及びその周辺の地域における高速自動車国道及び自動車専用道路の整備状況に応じ、道路交
通法及び勤務時間等基準告示で定める基準の遵守を前提に、当該高速自動車国道及び自動車専用道路の
走行距離を考慮することができるものとする。
- ② ハイヤー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第2項に規定するハイヤーを
いう。）については、営業所において運行管理が確実に行われることを条件に、原則として適用しないこ
ととする。

第24条 点呼等

(1) 業務前、業務途中及び業務後の点呼等の実施（第1項から第3項まで）

- ① 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で業務を開始又は終了するため、業務前点呼又は業務後点呼
を運転者等が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と当該車庫を所管する営
業所が離れている場合、早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上
やむを得ない場合」には該当しない。

ただし、一般乗合旅客自動車運送事業及び道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）
第21条第2号による許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業について事業用自動車の車庫が営業所か

ら「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条第1号の規定に基づき運輸大臣が定める地域及び運輸大臣が定める距離」（平成3年運輸省告示第340号）第1項の表の上欄に掲げる地域ごとに同表の下欄中ただし書きに掲げる距離にある場合であって、運転者等が営業所以外の地で業務を開始又は終了することとなることにより、業務前点呼又は業務後点呼を所属する営業所において対面で実施できない勤務となる場合は、「運行上やむを得ない場合」として取り扱って差し支えないが、運行の安全を確保するうえで、対面による点呼が重要であることから、運行管理者等を派遣するなどできる限り対面で実施するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

- ② 「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により運転者等と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は該当しない。

また、電話その他の方法による点呼を運行中に行ってはならない。

- ③ 「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法」とは、以下をいう。
- ・「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）」において規定する遠隔点呼及び業務後自動点呼
 - ・輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、当該営業所の管理する点呼機器を用い、及び当該機器に備えられたカメラ、ディスプレイ等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる方法
 - ・一人で事業を行っている場合は、アルコール検知器を使った酒気帯び有無の確認や車両の日常点検等、第24条各号で定める事項を自ら確認し、運行の可否を判断する方法

- ④ ③に規定する「輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、次のいずれにも該当する旅客自動車運送事業者の営業所をいう。なお、同一営業所で複数の旅客自動車運送事業を行う場合には、国土交通大臣が定めた方法による点呼を行うこととする事業ごとに、当該事業について次のいずれにも該当するか否かを判断することとする。

- (i) 開設されてから3年を経過していること。
- (ii) 過去3年間所属する旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条に規定する事故を発生させていないこと。
- (iii) 過去3年間自動車その他の輸送施設の使用の停止処分、事業の停止処分又は警告を受けていないこと。

- ⑤ ③の方法による点呼を実施する場合は、以下に定めるところにより行うものとする。

- (i) 営業所と当該営業所の車庫間又は営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間で行う点呼（以下「旅客IT点呼」という。）の実施方法
 - ア 運行管理者等は、旅客IT点呼を行う営業所（以下「旅客IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する旅客IT点呼機器（旅客IT点呼において使用する機器をいう。以下同じ。）を使用し旅客IT点呼を行うものとする。
 - イ 運転者等は、旅客IT点呼実施営業所の車庫において、当該営業所で管理する旅客IT点呼機器を使用し旅客IT点呼を受けるものとする。

(ii) 旅客 I T 点呼を実施する場合における運輸支局長等への報告関係

ア 旅客 I T 点呼を実施しようとする事業者には、旅客 I T 点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に、旅客 I T 点呼実施予定日の原則10日前までに別紙1の報告書を提出するよう指導すること。

イ 提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙2の報告書を提出するよう指導すること。

ウ 旅客 I T 点呼の実施を終了しようとする事業者には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙2の報告書を提出するよう指導すること。

(iii) 遠隔点呼の実施に係る留意事項点呼告示第6条第2号においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外での遠隔点呼の実施を防止する趣旨であることから、遠隔点呼実施場所の天井に監視カメラを備える等の対応ができない場合は、運行管理者等が、アルコール検知器使用時に運転者等の全身やその周囲を随時、明瞭に確認できれば、クラウド型ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されているWebカメラ、スマートフォン等を使用しても差し支えない。

(iv) 遠隔点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア 遠隔点呼を実施しようとする事業者には、遠隔点呼実施営業所及び被遠隔点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則10日前までに別紙3の届出書を提出するよう指導すること。

イ 提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、遠隔点呼実施営業所及び被遠隔点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に別紙4の届出書を提出するよう指導すること。

ウ 遠隔点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、遠隔点呼実施営業所及び被遠隔点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に別紙5の届出書を提出するよう指導すること。

(v) 業務後自動点呼の実施に係る留意事項

業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、「業務後自動点呼機器認定要領（令和5年3月31日付 国自安第160号）」に基づき、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を使用するよう指導すること。

点呼告示第10条においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外での業務後自動点呼の実施を防止する趣旨であることから、業務後自動点呼実施場所の天井に監視カメラを備える等の対応ができない場合は、運行管理者等が、業務後自動点呼機器操作時の様子及びアルコール検知器使用時の運転者等の全身やその周囲を業務後自動点呼実施中又は終了後に明瞭に確認できれば、ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されているWebカメラ、スマートフォン等を使用しても差し支えない。

(vi) 業務後自動点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア 業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、業務後自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則10日前までに別紙6の届出書を提出するよう指導すること。

イ 提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、業務後自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に別紙7の届出書を提出するよう指導すること。

ウ 業務後自動点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、業務後自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に別紙8の届出書を提出するよう指導すること。

⑥ 補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管

理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならない。

- ⑦ 「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わないものである。
- ⑧ 「夜間において長距離の運行を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等」とは、運行指示書上、実車運行（旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行をいい、回送運行は実車運行には含まない。以下同じ。）する区間の距離が100kmを超える夜間運行（実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻が午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。）を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等をいい、交替運転者が当該事業用自動車に添乗している場合は当該交替運転者を含む。

(2) アルコールを検知する機器（以下「アルコール検知器」という。）の使用等（第4項）

- ① アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含むものとする。
- ② アルコール検知器は、⑦の場合を除き、当面、性能上の要件を問わないものとする。
- ③ 「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所若しくは営業所の車庫に設置され、営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器等）、又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。
- ④ 「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。

このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、次のとおり、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

イ 毎日（アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあつては、運転者の出発前。口において同じ。）確認すべき事項

- (イ) アルコール検知器の電源が確実に入ること。
- (ロ) アルコール検知器に損傷がないこと。

ロ 毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項

- (イ) 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
- (ロ) 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

- ⑤ 「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。なお、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者の応答の声の調子等電話等を受けた運行管理者等が確認できる方法で行うものとする。
- ⑥ 「アルコール検知器を用いて」とは、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあつては、当該測定結果を営業所に電送させる方法を含む。）で報告させることにより行うものとする。

営業所と車庫が離れている等の場合において、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、営業所の車庫に設置したアルコール検知器、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。

⑦ ⑥の規定にかかわらず、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合であつて、次のイからハの営業所（以下「他の営業所等」という。）において乗務を開始又は終了する場合（ロ又はハの営業所にあつては、ロ又はハの運行を行う場合に限る。）、運転者に他の営業所等に備えられたアルコール検知器（この場合のアルコール検知器は、他の営業所等に常時設置されており、検査日時及び測定数値を自動的に記録できる機能を有するものに限る。）を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話等により所属する営業所の運行管理者等に報告させたときは、「当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器」を用いたとみなすものとする。

イ. 同一事業者の他の営業所

ロ. 共同運行（一般乗合旅客自動車運送事業の同一の運行系統に関して二以上の事業者が共同して行う運行であつて、停留所等の設備を共用する運行の形態をいう。）を行う事業者の、当該運行に係る営業所

ハ. 道路運送法第35条第1項の規定による許可を受けて管理の委託及び受託の運行を行う事業者の、当該運行に係る営業所

⑧ 運転者に他の営業所等のアルコール検知器を使用させる場合は、次の規定を遵守することとする。

イ. アルコール検知器の使用方法等については、運転者の所属する営業所及び他の営業所等の双方の運行管理規程に明記するとともに、運転者、運行管理者等その他の関係者に周知すること

ロ. ⑦のロ又はハの営業所のアルコール検知器を使用させる場合にあつては、双方の事業者間においてアルコール検知器の使用方法等に関する取り決めを行うとともに、契約書等の書面により保存すること

⑨ ⑥による方法又は⑦による方法のいずれの場合であっても、他の営業所等において乗務を開始又は終了する場合には、他の営業所等に所属する運行管理者等の立ち会いの下で検査を実施するよう事業者を指導することとする。また、⑦による方法の場合には、アルコール検査をより一層確実に実施する観点から、運転者の所属する営業所において、一定期間ごとに、他の営業所等から測定結果の記録又はその写しの送付を受けるとともに、その確認等を行うよう事業者を指導することとする。

(3) 業務前、業務後及び業務途中の点呼等の記録等（第5項）

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間（一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては3年間）義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の①～③の事項について記録しておくこと。また、点呼告示に規定される点呼を行った際には、当該告示に基づき、次の④の事項についても記録しておくこと。なお、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録、保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、書面ではなく電磁的方法による記録の保存をしなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業者による電磁的記録の保存には、点呼記録をシステムに入力して即座に自動的に保存されるもののみならず、パソコンの表計算ソフト等で入力したものを改ざんが容易でない方法で保存することや、手書きの点呼記録簿等をスキャナ（スマートフォンやデジタルカメラ含む）で読み取った形式で保存することを含む。いずれの記録においても、改ざんが容易でない形で保存する作業は、点呼を実施した日から1週間以内に保存すること。

① 業務前点呼

イ. 点呼執行者名

ロ. 運転者等の氏名

ハ. 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

ニ. 点呼日時

ホ. 点呼方法

(イ) アルコール検知器の使用の有無

(ロ) 対面でない場合は具体的方法

ヘ. 運転者の酒気帯びの有無

ト. 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

チ. 日常点検の状況

リ. 指示事項

ヌ. その他必要な事項

② 業務後点呼

イ. 点呼執行者名

ロ. 運転者等の氏名

ハ. 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

ニ. 点呼日時

ホ. 点呼方法

(イ) アルコール検知器の使用の有無

(ロ) 対面でない場合は具体的方法

ヘ. 自動車、道路及び運行の状況

ト. 運転者の酒気帯びの有無

チ. 交替運転者等に対する通告

リ. その他必要な事項

③ 業務途中点呼

イ. 点呼執行者名

ロ. 運転者等の氏名

ハ. 運転者等が従事している運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

ニ. 点呼日時

ホ. 点呼の具体的方法

ヘ. 自動車、道路及び運行の状況

ト. 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

チ. 指示事項

リ. その他必要な事項

④ 点呼告示に基づく点呼等の記録等につき、運転者等が点呼を受ける場所としてあらかじめ定めた場所として、以下のとおり記録するよう指導すること。

(例) ○○県××市 △△(実施場所概要：車内、宿泊施設名等)

(4) 点呼等の状況の記録(第6項及び第7項)

「録音及び録画」する機器は、点呼実施者・運転者側双方の音声を確認でき、かつ、運転者に対して点呼を実施している様子が確認できる映像が保存されていれば、監視カメラ、ノートパソコンに内蔵されて

いるWebカメラ、デジタルカメラ、スマートフォン等幅広く認められる。

点呼時の「録音及び録画」データ及び呼気の検査を行っている状況の「写真」データ（以下「動画データ等」という。）について、記録日がデータ表示画面や保存日から判別できない場合（例：事業場の撮影を常時行った場合であって、画面データに撮影日が入力されていない場合等）には、記録日がいつであるか分かるように動画データ等と合わせて保存しておくこと。

動画データ等について、事業者内で利用するものの他、国の監査及び旅客自動車運送適正化事業実施機関で実施する巡回指導の際に参照する場合がある。

動画データ等の情報の取扱いについて、あらかじめ従業員に同意を得ておくことが望ましい。また、従業員のプライバシーに配慮するため、動画データ等について、必要に応じてアクセスできる者の制限、パスワードの設定、ウイルス対策等を実施することが望ましい。

録音、録画及び撮影する機器（以下「録画機器等」という。）について、正常に作動しているか確認をすること。録画機器等が故障した場合にあっては、その後数日間録音、録画及び撮影ができない恐れがあることから、それを証するものとして故障日時、故障内容について記録し、90日間電磁的方法で保存すること。また、故障した機器については速やかに修理又は交換を行うこと。

第25条 業務記録

本条は、乗務員等の業務の実態を把握することを目的とするものであることから、次の要領により業務の記録を行い、過労の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。

- (1) 事業用自動車の運行の業務は、原則として乗務員等が所属営業所を出て所属営業所に戻るまで継続しているとみるが、運転者がその途中8時間以上事業用自動車を離れた場合又は乗務員等が業務を交替して下車して事業用自動車に関する業務から解放された場合は、そこで業務が終了したとみなして処理すること。
- (2) 10分未満の休憩については、その記載を省略しても差し支えない。
- (3) 路線を定めて定期的に運行するものにあつては、業務の開始・終了の地点、主な経過地点、事業用自動車の運行の業務に従事した距離についての記載は当該事業用自動車の運行ダイヤ番号又はその他の表示をもって代えることができる。
- (4) 自動車登録番号のほか第1項第2号の「識別できる記号、番号その他の表示」とは、事業者が定めた当該事業用自動車の車番又は車号等をいう。
- (5) 第1項第5号の「日時」とは、休憩又は仮眠を開始した日時及び終了した日時をいう。
- (6) 第2項及び第3項の「旅客が乗車した区間」とは、個々の契約毎に最初に旅客が乗車した地点と最後に旅客が降車した地点間をいうものであり、乗務員等以外に添乗員等のみを運送した区間は含まれない。
- (7) 業務記録の記録・保存については、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。

第26条 運行記録計による記録

- (1) 本条は、運行管理の適正化を図るため、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該営業所に属する運転者等の業務につき、運行記録計による記録を義務付けるとともに、記録の整理方法を定めたものである。従って、この趣旨に則り、記録の解析と運行管理面への活用について、十分指導すること。
- (2) 第1項は、一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する義務付けについて規定するものであるが、一般乗合旅客自動車運送事業者については、運行の態様等を考慮して義務付け対象を以下の場合に限定している。

①路線定期運行、路線不定期運行

起点から終点までの距離が100kmを超える運行系統を運行する場合。

②区域運行

地方運輸局長が認める場合。なお、詳細については、「区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る運行記録計による記録について」（平成18年9月15日付国自総第299号、国自旅第159号）を参照されたい。

- (3) 第2項は、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する義務付けについて規定するものであるが、地域ごとの運行の管理の状況を考慮して地方運輸局長が指定する地域に義務付け対象を限定するとともに、指定地域内であっても、運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合には義務付け対象から除外している。

なお、詳細については、「一般乗用旅客自動車運送事業に係る運行記録計による記録について」（平成18年9月25日付国自総第269号、国自旅第116号）を参照されたい。

また、個人タクシー事業者を除外したのは、事業の形態が事業者即運転者等であるため、このような方法によらなくても運行管理が可能であることによるものであるが、自ら運行管理を適確に行うため、運行記録計を積極的に装着することが望ましい。

- (4) 運行記録計による記録の整理方法は、「運転者等ごと」としているが、これは、運行管理面での活用を図る上から運転者等ごとに整理するのが適当であると考えられることによるものである。なお、記録の整理保存については、記録紙等に年月日、自動車登録番号等、運転者等の氏名を必ず記入等させるとともに、走行キロ、運行時間等に関する総括的記載事項についてもなるべく記入等させるよう指導することが望ましい。

- (5) 運行記録計（国土交通大臣が行う型式の認定を受けたデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められるデジタル式運行記録計によるものに限る。）による記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない（一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、電磁的方法による記録・保存のみが認められる）。

- (6) 「構造上の理由により電磁的方法による記録が困難な場合」については、例えばボンネットバス等年式が極めて古い車両等が挙げられる。装着が困難である場合にあつては、複数のデジタル式運行記録計のメーカーから、装着が困難である旨の回答を受領し、その回答について車両を保有しなくなるまで保存すること。

第26条の2 事故の記録

- (1) 記録の作成時期は、当該事故発生後30日以内とすること。

記録の保存期間は、当該事故発生後3年間とすること。なお、当該記録については書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれかでも差し支えない。

- (2) 各号に掲げる項目の記録の内容については、事故報告規則別記様式の記入等の取扱いに準ずること。このうち、第4号の「事故の発生場所」については、当該場所付近の地図に当該場所を表示したものを添付することで足りる。また、第6号の「事故の概要」については、事故報告規則別記様式の「当時の状況」、「事故の種類」、「道路等の状況」、「当時の運行計画」、及び「損害の程度」に相当する事項を記録することで足りる。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、第6号の「事故の概要」については、ドライブレコーダーの記録（「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」（平成28年国土交通省告示第1346号）第2条第1項の記録をいう。以下同じ。）を含めることとし、第8号の「再発防止対策」を講じるにあつては、当該ドライブレコーダーの記録を利用しなければならない

い。

- (3) 記録は、事故報告規則別記様式を活用して行って差し支えない。この場合、第5号の「事故の当事者（乗務員等を除く。）の氏名」を付記させること。

第27条 運行基準図等

- (1) 第1項第4号の「運行に際して注意を要する箇所」とは、降雨時において著しく路肩が軟弱となるおそれのある箇所又は土砂崩壊のおそれのある箇所等をいう。
- (2) 第1項第5号の「必要な事項」とは、同項第4号に掲げる箇所を通過するときの注意事項、道路付近の学校、病院等の位置その他当該道路における運行上の注意事項をいう。
- (3) 第2項の「主な停留所」とは、起点及び終点の停留所、乗降客の多い停留所並びに運行上必要な停留所等をいい、「当該停留所の発車時刻及び到着時刻」については、発車時刻と到着時刻との間隔が短いものにあつては、発車時刻をもって代表として差し支えなく、「その他運行に必要な事項」とは、運行区間、走行距離及び安全運行を図るための注意事項等をいう。

第28条の2 運行指示書による指示等

- (1) 運行指示書と異なる運行を行う場合には、原則として、運行管理者の指示に基づいて行うよう指導すること。ただし、運転者が運転中に疲労や眠気を感じたときは、運行管理者の指示を受ける前に運転を中止し、その後速やかに運行管理者に連絡を取り、指示を受けるよう指導すること。

なお、変更の指示があつた場合には、その内容、理由及び指示をした運行管理者の氏名を運行指示書に記入させること。

- (2) 第1項第4号の「旅客が乗車する区間」とは、個々の契約毎に最初に旅客が乗車する地点と最後に旅客が降車する地点間をいうものであり、乗務員等以外に添乗員等のみを運送する区間は含まれない。
- (3) 運行指示書の作成・保存については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて運行指示書に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができる。

第29条 地図の備付け

(1) 地図の備付けの義務

- ① 法人・個人の別及びタクシー・ハイヤーの別を問わず、一般乗用旅客自動車運送事業のすべての事業用自動車に地図を備え付けることが必要である。
- ② 前項の地図とは、紙に印刷され製本されたもの（以下「製本地図」という。）のほか、カーナビゲーションシステムやインターネット等により配信される電子的なもの（以下「電子地図」という。）とする。
- ③ 電子地図を備え付ける場合にあっては、通信障害や故障等により旅客に電子地図を正常に提示することができない事態に陥った場合には、原則として帰庫するものとする。ただし、製本地図も車内に備え付けている場合や、通信障害時であっても常時旅客に地図を提示することが可能な電子地図を備え付けている場合にあっては、この限りではない。

(2) 備え付ける地図に明示すべき事項

- ① 営業区域にとどまらず、輸送実態に応じて通常運行することが予想される地域を範囲とするものであることが望ましい。
- ② 「地方運輸局長が指定する事項」については、第1号から第3号に掲げる事項のほか、地域の実情に応

じて例えば次に掲げる事項とする。

イ. 営業区域の境界

ロ. 一方通行等の交通規制に関する情報

ハ. 主な交差点の名称

(3) 地方運輸局長の指定する規格について

① 縮尺

車内において、旅客に地図を提示して目的地の確認を行うことを想定し、実用的な縮尺又は少なくともその縮尺まで拡大可能なものであること。

② 精度

測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく国土地理院の長の承認を受けているものが望ましい。

③ 発行時期等

道路整備状況の変化等へ対応しているかどうか特に重要であることから、地域の実情に応じつつ、原則として、製本地図の発行又は電子地図のアップデートから一定期間以上経過していないものとする。なお、(1)③のただし書きの規定により、通信障害や故障等の際に用いる製本地図については、発行から5年以内のものとする。

第35条 運転者の選任等

「事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者」については、事業の実態が千差万別であるため、一概に、統一的かつ定量的な基準を定めることは困難であるが、それぞれの事業者の事業の実態を十分考慮して、適切な数の運転者を選任するよう指導すること。

第36条 運転者の選任等

(1) 第1項の趣旨は、労働条件の安定を図ることにより、運行の安全の確保と旅客サービスの改善に資するため、日雇い又はこれに類する不安定な労働条件の下に雇い入れられる者を旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者等として選任し及び事業用自動車の運行の業務に従事させてはならないこととしたものである。

(2) 第1項の施行に関し留意すべき点は、次のとおりである。

① 各号に掲げる者については、いかなる場合にも旅客自動車運送事業の運転者等として選任し及び事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

② 第4号に掲げる者については、第1号から第3号までの脱法行為として利用されるおそれがあることから、選任禁止の対象とされているものであるが、解釈上留意すべき点は、次のとおりである。

イ. かっこ書きについては、通常金銭消費貸借関係をも禁止するものではなく、実質的に支払いの脱法手段として仮装されるものを防止する趣旨である。

ロ. 第4号は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第25条の規定による非常時払い等法律をもって保障されている権利の行使を制限するものではない。

ハ. 第4号の趣旨は、日雇い等の脱法行為の防止であって、通常の賃金支払期間を14日未満とするものを禁止の対象とするものである。従って、常識的な時期における賞与の支払い、やむを得ない事由による支払期日の臨時変更等までを制限しようとするものではなく、また、支払期間の規制に抵触しない限り、賃金算定の基礎としての日給制度を否定するものでもない（日給日払い制は支払期間の規制に抵触するが、日給月払い制は差し支えない。）。

(3) その他本条の適用に当たっては、次の点に留意する必要がある。

① 事業者、特に一般乗用旅客自動車運送事業者に対する監査の際には、次の事項に重点を置いて運転者の実態を調査し、本条の規定の違反の有無について、第21条第1項及び第22条第1項の規定の違反の有無等と併せて十分点検することが必要である。

この際、乗務の状況が不規則である者については、実態上、第1項の規定に違反するおそれが高く、又はフルタイム勤務者の乗務よりも勤務日数及び乗務時間が短い、いわゆる定時制乗務員については、あらかじめ勤務日時を乗務割等で定めないのである場合には、実質的な日雇いであり違法と認められる場合が多いものと考えられる。

イ. 雇用契約の内容、賃金支払い期間及び社会保険加入の有無

ロ. 他職業の有無及びその労働時間

ハ. 乗務予定日の定め方及び乗務予定日と実際の乗務状況との関係（特に不規則な乗務の有無）

ニ. 勤務時間及び乗務時間の定め方等過労防止のための措置

ホ. 第2項の規定に基づく指導の実施状況

② 監査における①の調査点検の結果、当該運転者の選任が本条第1項の規定に違反していると認められる場合、その他道路運送法令違反が認められる場合には、速やかに必要な改善措置を講じさせるとともに、労働基準法、最低賃金法又は改善基準告示の重大な違反があると認める場合には、「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について」（平成18年2月13日付国自総第506号、国自旅第238号、国自貨第105号）に基づき関係労働基準監督機関に通報することとし、日常から必要に応じて実態把握につき関係労働基準監督機関の協力を求める等関係機関との連絡及び協力を密にするよう努めることが必要である。

(4) 第2項の趣旨は、法人タクシー事業において、運行の安全と旅客サービスを確保するため、従業員に対する指導教育の徹底を期することとしたもので、一般乗用旅客自動車運送事業者は、運行の安全の確保と旅客サービスの改善に資するため、新たに雇い入れた者に対しては、保安関係及び旅客サービス関係の事項について、雇入れ後の指導を行った後でなければ、運転者として選任し及び乗務させてはならないこととしたものである。

(5) 第2項の施行に関し留意すべき点は、次のとおりである。

① 本項による雇入れ後の指導等は、原則として「新たに雇い入れた者」のすべてに義務付けられるもので、

イ. はじめてハイヤータクシー運転者になろうとする者

ロ. 他の地域でハイヤータクシー運転者であったもので転就職してきた者

ハ. 従前その事業者に雇い入れられていた後に再就職した者

ニ. 同一営業区域内の他事業者（系列事業者であっても法人格が異なれば他事業者となる。）に雇われていて転就職してきた者

等現に雇用している運転者以外の者を雇い入れる場合のすべてが対象となるものである。ただし、ハ.又はニ.のうち、選任しようとする営業区域内において、雇入れ前2年以内に通算90日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であった場合には適用されない。

② 本項による指導等は、第38条第1項、第2項及び第5項（保安関係）並びに第39条（旅客サービス関係）の各事項について行われることが必要であって、旅客サービス関係の具体的内容は、第40条第1項に基づき法人タクシー事業者が定める指導要領によることとなるが、本項による指導は、保安関係と旅客サービス関係の双方について行われる必要があり、いずれか一方の指導のみでは本項の指導を行ったことにはならない。

③ 本項による指導は、雇入れ後に行われるものに限られる。

従って、雇入れ前において教育施設等で指導教育を行ったとしても、本項の指導を行ったことにはならない。

④ 指導内容については、次の項目を実施する。

タクシー運転者として選任する前の指導

指導区分	指導の内容
1. 旅客及び公衆に対する 応接関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路運送法関係法令に関する基本的な知識の習得 ○ タクシー事業の旅客接遇に関する基本的な心得の習得 ○ 営業区域、適正な運賃・料金の收受、運賃メーター等に関する知識及び旅客に対する説明能力の習得 ○ バリアフリー対応の旅客接遇の習得
2. 地理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業区域内の主要施設の名称・位置、幹線道路の名称・区間等の基本的な地理知識の習得 ○ 旅客を運送する頻度が高い区間における一般的な最短経路及び渋滞時の迂回経路の習得 ○ 右折禁止箇所、駐停車禁止箇所、一方通行道路等の主な交通規制の習得 ○ 主要なターミナル、集客施設における入構及び待機の方法の習得
3. 保安関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年12月3日国土交通省告示第1676号）に示す教育内容の習得 ○ 国土交通大臣が指定した運転者として新たに雇い入れた者を対象とする適性診断の受診 ○ 非常信号用具を備えている場合は、その器具の取扱い

(※) 上記に加え、指導員の添乗等による運転の実技指導に関しても可能な限り実施することが望ましい。

(6) 1人1車制個人タクシー事業者については、そもそも運転者の選任には該当しないことから本条の適用が除外されているところであるが、個人タクシーの代務運転者についても、代務運転を認めるに当たって個々の代務運転者について地方運輸局長が審査をしていること等から、本条の適用から除外することとするものである。

第37条 乗務員等台帳及び乗務員証

本条の趣旨は、第36条において一定の要件を満たさない者について旅客自動車運送事業用自動車の運転者等として選任することを禁止したが、これらの違反を防止するとともに個々の運転者等の状況を適確に把握するため、事業者に対し、乗務員等台帳の作成を義務付けるとともに、一般乗用旅客自動車運送事業者に対しては、事業用自動車に乗務する運転者に乗務員証の携行を義務付けるものである。

(1) 乗務員等台帳の作成・記載（第1項）

① 第1号の運転者等ごとの作成番号及び台帳の編てつの順序は、選任の順によるものとし、事業者ごと（2以上の営業所を有する場合にあつては、営業所ごと。）に一連の番号を付すものとし、枝番号を付しある

いは番号の重複することがないようにさせること。なお、暦年別に番号を更新するときは暦年の表示が、営業所別に別の番号を付する場合には営業所の表示が記号等により容易に理解できることが望ましい{例えば、14（暦年）－丸の内（営業所）－033（運転者）}。なお、転任、退職等により運転者等でなくなった者に付した作成番号は、永久に欠番とするものとし、これを再使用してはならない。

② 第5号の運転免許に関する事項については、個々の運転者の状況を適確に把握する観点から、当該事項に変更が生じた場合には、直ちに乗務員等台帳に当該変更事項を記載させること。

③ 第6号の「運転者の運転の経歴」については、運転経歴の適確な把握により、個々の運転者の状況に応じたきめ細やかな指導監督の実施を図ろうとするものであり、一般貸切旅客自動車運送事業者においては、選任する貸切バスの運転者については、以下の事項（以下「運転の経歴」という。）を記載させること。ハ. に掲げる車種区分については、乗務する車種区分に変更を生じた場合ごと、遺漏なく記載させること。

イ. 事業者の氏名又は名称

ロ. 運転者として選任されている期間

ハ. 主に乗務する貸切バスの車種区分（「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」（平成11年12月13日付自旅第128号、自環第241号）別紙1(3)①による区分をいう。）

ただし、平成28年11月1日以降に選任した運転者については、過去に他の一般貸切旅客自動車運送事業者において選任された経験を有する場合には、直近に選任した事業者について、運転の経歴に掲げる事項を記載させること。この場合、他の一般貸切旅客自動車運送事業者における経歴については、運転者の雇入れ時に提出された履歴書（運転の経歴を記載したものに限る。）の写しを添付することで代えることができる。また、平成28年11月1日前に選任した運転者については、同月時点からの運転の経歴を記載させるとともに、それ以前の運転の経歴については、積極的に記載することが望ましい。

なお、一般貸切旅客自動車運送事業者以外の旅客自動車運送事業者においても、個々の運転者の状況に応じたきめ細やかな指導監督の実施を図るため、運転の経歴については、積極的に一般貸切旅客自動車運送事業者に準じて記載することが望ましい。

④ 第7号の「事故を引き起こした場合」とは、原則として、当該運転者等が当該事故の発生に最も大きな責任を有する場合（いわゆる第一当事者である場合）を指し、明らかにいわゆる第二当事者以下の当事者である場合は記載しなくてよい。当該運転者等が第一当事者であるかどうか直ちに判断することができない場合は、第一当事者であるかどうか判断を保留する旨を付して記載させること。この場合、後に自動車保険の支払査定、示談又は裁判等の結果により第一当事者であるかどうかの判断をすることができたときに、その旨を記載するとともに、その判断の根拠とした資料の写しを添付させること。

⑤ 第7号の「事故を引き起こした場合」には、第26条の2に基づく当該事故の記録の作成に併せて乗務員等台帳に事故の発生日時、事故の発生場所及び事故の概要（損害の程度を含む。）を記載させること。この場合、当該事故の記録の写しを添付するか、又は、事故の発生日時及び損害の程度を乗務員等台帳に記載し、それ以外については当該事故の記録の作成番号等容易に事故の記録を参照できるようにするための情報を記載することで代えることができる。

⑥ 第8号の「道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合」には、通知の内容に基づき、乗務員台帳に違反の種別、年月日及び場所を記載させること。また、通知がない場合であっても、運転者が事業用自動車の運行中に道路交通法の規定に違反して処分された場合には、極力自主的に運転者から事業者へ報告させ、報告があったときには、同様に乗務員台帳にその概要を記載するよう指導すること。

⑦ 第9号の「運転者等の健康状態」については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第51条

の規定に基づいて作成された健康診断個人票又は同令第51条の4に基づく健康診断の結果の通知の写しを添付することで足りる。

- ⑧ 乗務員等台帳の作成については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第5条第1項の規定により、書面の作成に代えて乗務員等台帳に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

(2) 乗務員等台帳の保存（第2項）

運転者等でなくなった者に係る乗務員等台帳は、3年間の保存が必要であるが、運転者等でなくなった年月日及び理由の記載は朱書きとすることが望ましい。また、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項の規定により、書面の保存に代えて乗務員等台帳に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

(3) 乗務員証の作成・記載、携行・返還（第3項）

- ① 乗務員証の作成義務者は、一般乗用旅客自動車運送事業者である。印刷等を事業者団体等において統一に行うことは差し支えないが、そのような場合には、事業者団体に印刷等を委託するものであることを明確にさせること。
- ② 乗務員証は、各運転者ごとに作成させること。なお、1人の運転者について同時に2枚以上の乗務員証を作成し、あるいは架空の人物について乗務員証を作成するような行為は、違法行為を前提とするものと考えられる。
- ③ 乗務員証の記載事項は、第1号から第4号までに掲げる事項であり、その記載は正確を期することは当然であるが、これらのうち第1号の作成番号については、(1)①の当該運転者の乗務員等台帳の作成番号と同一のものとする。ただし、乗務員証の印刷等を事業者団体等に委託する場合にあっては、同一でなくてもよいこととする。
- ④ 第4号の運転免許証の有効期限の記載は、乗務員証と運転免許証との照合により、不正乗務の防止を図ろうとするものであるから、運転免許証の更新により有効期限に変更があれば、直ちに乗務員証にも更新後の有効期限を記入させること。
- ⑤ 写真については、乗務員等台帳と同じものを「はり付け」させること。
- ⑥ 乗務員証の様式は省令上定めていないが、乗務中において車内に表示することが適当であると考えられることから、旅客から記載内容等が容易にわかる程度の一定の様式を事業者において定めることが望ましい。
- ⑦ 乗務員証は、乗務中のみ携行させるものであり、事業者の責任において乗務終了のつど返還させ、確実に管理させること。
- ⑧ なお、タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内のタクシーについては、本項の適用はないが、同法の規定に基づき運転者証の表示が義務付けられている。また、個人タクシー及びその代務運転者については、許可等の条件において写真票の掲出を義務付けているので、本項の適用が除外されている。

(4) 乗務員証の保存（第4項）

運転者でなくなった者に係る乗務員証は、1年間の保存が必要であるが、運転者でなくなった年月日及び理由の記載は朱書きとすることが望ましい。

第38条 従業員に対する指導監督

- (1) 第1項及び第2項に基づく運転者に対する指導監督は、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1676号。以下「指導監督指針」という。）に

より実施されなければならない。

また、第6項に基づく従業員に対する指導監督は、「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第6項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」（平成18年国土交通省告示第1088号。以下「指導監督措置告示」という。）及び安全マネジメント等実施通達により実施するよう指導すること。

- (2) 第1項に基づく指導監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導監督に使用した資料の写し等を添付されなければならない。なお、当該記録については書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。
- (3) 第2項第1号の「事故を引き起こした者」の解釈については、上記第37条の解釈(1)④を準用する。
- (4) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。）により、旅客自動車運送事業の全部又は一部の承継があった場合において、承継前の事業者で事業用自動車の運転者として選任されていた者が、引き続き、承継後の事業者で事業用自動車の運転者として選任される者（承継前の事業者から当該者についての乗務員台帳及びこれに添付する指導監督指針第2章1から5まで以外の部分に規定する書面又はこれらの写しを承継後の事業者が引き継いだ者に限る。）については、第2項第2号の運転者に該当しない者として取り扱って差し支えない。
- (5) 運転者として雇い入れることを内定した者に対して、雇入れの前に初任診断を受診させた場合であっても、初任診断を受診させたものとみなして差し支えない。また、法人タクシー事業者におけるいわゆる養成運転者のように雇い入れた時点で第二種運転免許を取得していない者に対して、養成期間中に初任診断を受診させた場合には、初任診断を受診させたものとする。
- (6) 運転者として新たに雇い入れた者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当する場合には、特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱを受診させたことをもって、初任診断を受診させたものとみなして差し支えない。
- (7) 運転者として新たに雇い入れた者が65才以上である場合には、適齢診断を受診させたことをもって、初任診断を受診させたものとみなして差し支えない。
- (8) 運転者として新たに雇い入れた者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当し、かつ、65才以上である場合には、特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱを受診させたことをもって、初任診断及び適齢診断を受診させたものとみなして差し支えない。
- (9) 指導監督指針第一章又は第二章の柱書きの規定に基づき保存しなければならないドライブレコーダーの記録には、第一章3(3)及び第二章3(3)の規定に基づき確認したドライブレコーダーの記録を含むものとする。

また、指導監督指針第一章又は第二章の柱書きの規定に基づきドライブレコーダーの記録を保存する場合にあっては、当該記録のファイル名についても一般的な指導及び監督又は特別な指導の内容の一部として記録する必要がある。
- (10) 指導監督指針第一章2(1)③の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業者は、従来乗務していた事業用自動車と制動装置又は変速装置の操作性等が著しく異なる事業用自動車に乗務しようとする運転者に対して、乗務前に制動装置又は変速装置の操作性等を把握させる必要がある。
- (11) 指導監督指針第一章2(1)⑦に規定する車種区分は、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」（平成11年12月13日付自旅第128号、自環第241号）による車種区分と同一のものである。
- (12) 指導監督指針第一章2(1)⑦並びに第二章2(1)⑤及び⑦並びに(2)④及び⑦の「当該運転者が実際に運転

する事業用自動車と同一の車種区分の自動車」とは、運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の事業用自動車（専ら指導及び監督の用に供する自動車を含む。以下「訓練用自動車」という。）であって、かつ、制動装置の操作性等が当該実際に運転する事業用自動車と著しく異なるものをいう。ただし、運転者が実際に運転する事業用自動車より大型の車種区分の訓練用自動車を用いても差し支えない。

(13) 指導監督指針第一章2(1)⑦、第二章2(1)⑤及び(2)④の規定に基づく制動装置の急な操作の方法に係る指導について、走行状態の訓練用自動車を用いて行うことが困難な場合にあっては、停止状態の訓練用自動車を用いても差し支えない。

(14) 指導監督指針第一章2(1)⑪の「安全性の向上を図るための装置」とは、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置その他の先進技術を利用して運転者の安全運転を支援する装置をいう。

(15) 指導監督指針第一章3(3)後段の規定に基づき、ドライブレコーダーの記録を利用して指導及び監督の内容に係る運転者の習得の程度の確認を行う場合は、当該運転者に対して実施した指導及び監督の内容に応じて、適切な運行経路及び時間帯の6分間程度のドライブレコーダーの記録を確認するものとする。

また、当該規定中「速やかに」とは、やむを得ない場合を除き、当該運転者に対する指導監督指針第一章2(2)①の指導及び監督の実施後、2週間を超えない適切な時期とする。

(16) 指導監督指針第二章2(1)⑦及び(2)⑦の規定に基づく安全運転の実技に関する指導において、雪道又は夜間の運行を行う運転者にあっては、必要に応じてそれらの運行経路又は時間帯においても指導を行う必要がある。

また、安全運転の実技における訓練用自動車のドライブレコーダーの記録並びに運行記録計で記録した瞬間速度、運行距離及び運行時間の記録を3年間保存させること。なお、当該記録については書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。ただし、一運転者に対して安全運転の実技に係る指導を20時間以上実施した場合にあっては、保存する記録は20時間分で足りる。

(17) 指導監督指針第二章2(1)⑦及び(2)⑦の趣旨は、一般貸切旅客自動車運送事業者において、運行の安全の確保に必要な実技に関する指導の徹底を期するものであり、したがって、一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者の技量を見極めつつ、運行の安全の確保に支障がないと認められるまで当該運転者に対して指導を継続して実施する必要がある、20時間の実施では必ずしも十分ではないことに留意しなければならない。

(18) 指導監督指針第二章2(3)に規定する「準初任運転者」には、以下の者は含まない。

① 当該一般貸切旅客自動車運送事業者において乗務しようとする貸切バスと同一又はそれより大型の車種区分の貸切バスについて、直近1年間で20時間以上乗務した経験を有する運転者であって、かつ、当該一般貸切旅客自動車運送事業者が運行の安全の確保に支障がないと認める者

② 一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗合旅客自動車運送事業を営む当該事業者において、乗務しようとする貸切バスと同一又はそれより大型の車種区分の高速乗合バスについて、直近1年間で20時間以上乗務した経験を有する運転者であって、かつ、当該一般貸切旅客自動車運送事業者が運行の安全の確保に支障がないと認める者

(19) 指導監督指針第二章3(3)の規定に基づき、ドライブレコーダーの記録を利用して特別な指導の内容に係る運転者の習得の程度の確認を行う場合は、当該運転者に対して実施した指導及び監督の内容に応じて、適切な運行経路及び時間帯の15分間程度のドライブレコーダーの記録を確認するものとする。この場合において、高速道路、坂道、隘路、市街地、駐車場におけるドライブレコーダーの記録をそれぞれ確認するよう可能な限り努めるものとする。

また、当該規定中「速やかに」とは、やむを得ない場合を除き、当該運転者に対する特別な指導の実施

後、2週間を超えない適切な時期とする。

- (20) 指導監督指針第2章5(1)の規定に基づき把握する新たに雇い入れた者の事故歴は、少なくとも過去3年間の事故歴とし、当該者が当該旅客自動車運送事業者において事業用自動車の運転者として選任するまでに把握すること。ただし、無事故・無違反証明書又は運転記録証明書の取得に時間を要する場合には、当該証明書の取得のための申請が行われたことを確認した後においては、当該者を事業用自動車の運転者として選任して差し支えない。
- (21) 指導監督指針第2章5(1)の把握する事故は、事業用自動車によるものに限らないものとする。
- (22) なお、第1項、第2項及び第6項は個人タクシー事業者にも適用されるものであり、個人タクシー事業者は、指導監督指針、指導監督措置告示等を踏まえ、自ら事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な運転に関する技能の習得・改善及び知識の習得・充実、輸送の安全に関する基本方針の制定等の措置を講じなければならない。
- (23) 第3項に基づく特定自動運行保安員に対する指導監督は、関係法令に基づき特定自動運行保安員が遵守すべき事項に関する知識のほか、特定自動運行の安全を確保するために必要な知識を習得させなければならない。また、指導監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導及び監督に使用した資料の写し等を添付するよう指導すること。なお、当該記録については書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。

第40条 指導要領及び指導主任者

(1) 指導要領（第1項）

本項については、次の点に留意されたい。

- ① 指導要領は、第39条に規定する事項についての指導監督に関し、第36条第2項の規定による新たに雇い入れた者に対する指導及び運転者として在職している者に対する指導監督の両者に区分してその実施細目を定めるものとする。
- ② 指導要領に定める事項は、次のとおりである。

イ. 内容及び期間

指導監督の事項、方法、程度等が明確にされるとともに、指導監督を受ける者の経歴に応じ、内容及び期間を区分する等適切な指導監督が行われることが重要である。

ロ. 組織

実際に指導監督を行う組織を明確にさせることを義務付けたものであるが、零細規模の事業者においては、指導主任者とその補助を行う者1人程度で組織を構成しても差し支えない。

(2) 指導主任者（第2項）

- ① 本項については、次の点に留意されたい。

指導主任者は、事業者自身が旅客サービスに関する運転者の指導監督を遂行する上において、社内の担当責任者を明確にするために選任するものであって、これを各営業所ごとに選任することを要しない。

指導主任者の任務は、指導監督に関する事項を総括処理することであり、必ずしも自らが直接に指導監督に当たる必要がないことから、選任する指導主任者は、運転者に対する指導監督に関し、社内において最終的な責任と権限を有する役員又はこれに準ずる役職にある者が望ましく、運行管理者、整備管理者等現場の責任者を兼任させることは、ごく小規模の事業者を除いて好ましくないものである。

- ② なお、乗車拒否その他旅客サービスに関する違法行為があった場合、当局の監査実施の有無にかかわらず、指導主任者自らが、社内における指導監督の状況を点検し、指導体制に問題があると思われる場

合には、遅滞なく、指導要領を見直す等の改善措置を講じるよう機会をとらえ事業者の指導をされたい。

(3) 指導監督に関する記録（第3項）

本項の記録は、第36条第2項の規定による新たに雇い入れた者に対する旅客サービスに関する指導及び第39条の規定による運転者に対する旅客サービスに関する指導監督のいずれについても記録することが必要なものである。なお、当該記録については書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。

第41条 安全及び服務のための規律

「安全及び服務のための規律」には、第49条、第50条及び第51条に基づく遵守事項に加え、一層の安全の確保を図るために事業者が独自に定めた事項を含むことができる。

なお、必要に応じて、事業者が定めた規律の提出を求め、その内容について事業者を指導すること。

第42条 事業用自動車内の掲示

第4項のワンマンバス車内の停車する停留所又は乗降地点（以下「停留所等」という。）の名称の掲示は、旅客が必要に応じて自分の降車する停留所等の位置が確認できるように記載したもので、停留所等の名称が旅客が容易に確認できる程度の大きさであることが必要である。なお、当該ワンマンバスが配車されうる他の運行系統の停留所等の名称が記載されていても差し支えない。

第43条 応急用器具等の備付

- (1) 第1項の「応急修理のための必要な器具及び部品」とは、予備タイヤ、ジャッキ、予備電球、同ヒューズ、点火プラグ等のものをいう。
- (2) 第1項のただし書は、都会地等において故障等が生じた場合に、運行を中止しても後続車によって旅客の運送を継続し、かつ、応急修理車を呼んで修理を実施できるような場合について規定したものである。

第44条 事業用自動車の清潔保持

事業用自動車は旅客自動車運送事業におけるサービスの根幹をなすものであることから、常に清潔に保つ必要があることは言うまでもないが、本条は事業用自動車の清潔保持の必要性について入念的・確認的に規定しているものである。なお、その方法については特に問うものではない。

第45条 点検整備等

- (1) 事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、整備管理者が、法のほか道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定のうち、点検整備（道路運送車両法第47条から第49条並びに自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号））、整備管理者の選任（道路運送車両法第50条から第53条並びに関係省令）及び検査関係（道路運送車両法第5章に規定する検査等）に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。
 - ① 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。
 - ・特種車や架装部分の点検・整備
 - ・シビアコンディション（雪道（一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車においては、冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検・整備を含む。）、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等）の対応

このうち、冬用タイヤの点検・整備は、日常点検と合わせて点検するなど、雪道上の輸送の安全を確保する必要がある。

② 前項の点検・整備に関する記録を道路運送車両法第49条に準じ保存すること。

(2) (1)に定めている規定は、必ずしも事業者自身で行う旨の規定ではなく、整備計画や規定類等を定め、部分的な委嘱等も含め結果的に遵守させるよう指導すること。

第46条 整備管理者の研修

(1) 本条は、事業者が選任した整備管理者であって本条で定める者に、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が行う研修を必ず受講させるべきことを定めたものであり、事業者において受講状況を適切に管理し、研修を受講させるよう指導すること。

(2) 「整備管理者として新たに選任した者」とは、当該事業者において整備管理者として初めて選任された者のことをいい、当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者は、これに該当しない。

(3) 整備管理者として新たに選任した者について、選任した日の属する年度の翌年度の末日までに研修を受講させるよう指導すること。

(4) 「最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者」については、最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌々年度の末日までに受講させるよう指導すること。ただし、当該事業者において過去に整備管理者として選任されていた者が、その後当該事業者において整備管理者として再選任された場合であって、当該選任した日において、当該年度に予定されていた研修が全て終了している場合等のやむを得ない理由があるときは、当該選任した日の属する年度の翌年度の末日までに研修を受講させるよう指導すること。

第47条 点検施設等

旅客自動車運送事業用自動車の運行の安全の確保のための車両の管理上、日常の管理が重要であることから、運行する前に使用の本拠の位置（営業所に併設されない自動車車庫を含む。）において行う日常点検や付随して行う清掃のための施設の確保を定めたものである。

第47条の2 安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者の事業の規模

本条は、法第22条の2の規定に基づく安全管理規程の設定等の義務付けが除外される旅客自動車運送事業者の事業の規模を、事業の種別に応じて規定したものである。

法第22条の2及び本条により、安全管理規程の設定等が義務付けられる旅客自動車運送事業者の規模は、事業の種別に応じて次の表に掲げるとおりである。

事業の種別	安全管理規程の設定等が義務付けられる者
一般乗合旅客自動車運送事業（法第35条第1項の規定による一般貸切旅客自動車運送事業者に対する管理の委託に係る許可を受けているものに限る。）	全ての者
一般乗合旅客自動車運送事業（上記のものを除く。）	一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を200両以上有する者

一般貸切旅客自動車運送事業	全ての者
特定旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を200両以上有する者
法人タクシー事業	法人タクシー事業の用に供する事業用自動車を200両以上有する者

なお、同一事業者で複数の事業の事業用自動車を有する場合であって、表各項のいずれかに該当する者は、安全管理規程の設定等が義務付けられることとなる。

第47条の5 安全統括管理者の要件

本条第1項の表各項の安全統括管理者になることができる者の欄の第2号に掲げる「前号に掲げる者と同年以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者」とは、例えば、同欄の第1号イからハまでのいずれかの業務に通算して3年以上従事した経験は有していないが、これらの業務を組み合わせると通算して3年以上従事した経験を有する者があげられる。

第47条の7 旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表

- (1) 事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表については、「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（平成28年国土交通省告示第1337号）及び安全マネジメント等実施通達により行うよう指導すること。
- (2) 本条及び(1)に定める告示により、一般貸切旅客自動車運送事業者が国土交通大臣に報告する内容は、一般貸切旅客自動車運送事業者に係る安全情報として国土交通省のホームページ等において公表されることを踏まえ、電磁的方法により、確実に報告するよう指導すること。

第47条の8 有償運送の許可を受けた自家用自動車の運行の管理

本条は、事業者が法第78条第3号の許可を受けた自家用自動車を用いて旅客の運送を行う場合に、事業用自動車と同様に運行の安全の確保を図る必要があることから、当該自家用自動車についても運行の管理を行わなければならないことを定めるものである。

具体的には、「訪問介護事業所等の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む。）が遵守すべき運行管理業務について」（平成18年9月25日付け国自旅第171号）により行うよう指導すること。

第47条の9 運行管理者等の選任

- (1) 本条第1項の表第3欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証は、運行管理者試験を合格した者に交付するものであり、その他の種類の資格者証は、第48条の5第1項に規定する一定の実務の経験その他の要件を備える者に交付するものである。

なお、平成18年9月30日以前に交付を受けた各種の資格者証については、同年10月1日以降も引き続き当該種類の資格者証として扱うものである。

また、同年9月30日以前に行われた各種の運行管理者試験に合格した者については、同年10月1日以降も当該試験の種類に応じた種類の資格者証を交付することとなる。

また、平成28年11月30日以前に交付を受け、又は同日以前に交付の申請をし、同年12月1日以降に交付を受けた一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証については、同年12月1日以降も引き続き当該

種類の資格者証として扱うものである。

(2) 本条第1項の表に定められている運行管理者の選任数の最低限度を事業の種類及び当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数ごとに示すと、次のとおりである。ただし、4両以下の一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、運行管理者の選任数の最低限度は1人とする。

なお、運行管理者は、他の営業所の運行管理者又は本条第3項に規定する補助者を兼務することはできない。ただし、「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。）について」（平成16年6月30日付け国自総第139号、国自旅第79号、国自整第51号）に基づく管理の受委託又は「高速乗合バスの管理の受委託について」（平成24年7月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号）に基づく乗合バス委託型管理の受委託（以下これらを「乗合バスの管理の受委託」という。）に基づく運行を行う場合であって、受託者が管理の受委託に係る一般乗合旅客自動車運送事業（以下「受委託事業」という。）のために使用する事業用自動車その他の諸施設と受託者が自ら行う事業の用に供する施設とが同一敷地内にある場合については、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を有する運行管理者に限り、受委託事業と受託者自ら行う事業の運行管理者を兼務することができる。この場合は、受委託事業のために使用する事業用自動車と当該営業所が運行を管理する事業用自動車の合計数に応じて運行管理者を選任すること。

また、事業者が貨物自動車運送事業法第3条の一般貨物自動車運送事業の許可又は同法第35条の特定貨物自動車運送事業の許可を受けている場合であって、旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所と一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「一般貨物自動車運送事業等」という。）の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所が同一敷地内にある場合については、運行管理者は、当該営業所の一般貨物自動車運送事業等の運行管理者又は一般貨物自動車運送事業等の補助者を兼務することができる（兼務することができる運行管理者は、旅客自動車運送事業の種類に応じた資格者証及び貨物自動車運送事業法第19条第1項の運行管理者資格者証を併せて有する者に限る。）。この場合、各事業の種類ごとに必要な運行管理者の選任数を満たすとともに、同一敷地内の営業所において運行を管理する運行管理者の総数は、当該営業所で運行を管理する事業用自動車の総数に応じて、より多くの数の運行管理者を必要とする種類の事業における選任数の定めを満たすこと。

① 一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所

事業用自動車の数（予備車含む。）	運行管理者数
39両まで	1人
40両～79両	2人
80両～119両	3人
120両～159両	4人
160両～199両	5人
200両～239両	6人
240両～279両	7人

上表の車両数を超える場合には、次の算式により運行管理者の選任数の最低限度を算出すること。（1未満の端数は切り捨て）

$$\text{運行管理者の選任数の最低限度} = \frac{\text{事業用自動車の両数}}{40} + 1$$

ただし、乗車定員10人以下の事業用自動車のみを運行を管理する営業所は、③に同じ。

② 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所

事業用自動車の数	運行管理者数
39両まで	2人
40両～59両	3人
60両～79両	4人
80両～99両	5人
100両～129両	6人
130両～159両	7人
160両～189両	8人
190両～219両	9人

上表の車両数を超える場合には、次の算式により運行管理者の選任数の最低限度を算出すること。(1未満の端数は切り捨て)

$$\text{運行管理者の選任数の最低限度} = \frac{\text{事業用自動車の両数} - 100}{30} + 6$$

③ 法人タクシー事業の事業用自動車の運行を管理する営業所

事業用自動車の数	運行管理者数
5両以上39両まで	1人
40両～79両	2人
80両～119両	3人
120両～159両	4人
160両～199両	5人
200両～239両	6人
240両～279両	7人

上表の車両数を超える場合には、次の算式により運行管理者の選任数の最低限度を算出すること。(1未満の端数は切り捨て)

$$\text{運行管理者の選任数の最低限度} = \frac{\text{事業用自動車の両数}}{40} + 1$$

④ 特定旅客自動車運送事業で乗車定員11人以上の事業用自動車の運行を管理する営業所は、①に同じ。

⑤ 特定旅客自動車運送事業で乗車定員10人以下の事業用自動車のみを運行を管理する営業所は、③に同じ。

(3) 同一事業者の同一営業所で複数の種類の事業の事業用自動車の運行を管理する場合には、旅客自動車運

送事業運行管理者資格者証を有する運行管理者又はそれぞれの事業の種類に応じた種類の資格者証を併せて有する運行管理者に限り、当該複数の種類の事業の運行管理者又は補助者を兼務することができる。この場合、各事業の種類ごとに必要な運行管理者の選任数を満たすとともに、同一敷地内の営業所において運行を管理する運行管理者の総数は、当該営業所で運行を管理する事業用自動車の総数に応じて、より多くの数の運行管理者を必要とする種類の事業における選任数の定めを満たすこと。

(例)

一般乗合旅客自動車運送事業用自動車 28両

一般貸切旅客自動車運送事業用自動車 5両

複数事業の事業用自動車計 33両

この場合は、一般貸切旅客自動車運送事業における選任数の定めに従って運行管理者を選任する。

$$\text{運行管理者の選任数の最低限度} = \frac{33}{20} + 1 = 2$$

(4) 第3項の「講習」には、平成7年4月1日以降平成19年3月31日以前に独立行政法人自動車事故対策機構が行っていた基礎講習も含むものとする。

(5) 第3項の「法第23条の2第2項第1号に該当する者」については、平成28年11月1日前に選任された補助者に対しては、この規定を適用しない。また、その返納の対象となる種別の事業について補助者に選任することができないこととし、他の種別の事業については補助者に選任しても差し支えない。

(6) 第3項の補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所の補助者又は事業者が貨物自動車運送事業法第3条の一般貨物自動車運送事業の許可又は同法第35条の特定貨物自動車運送事業許可を受けている場合については、一般貨物自動車運送事業等の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所の一般貨物自動車運送事業等の補助者を兼務しても差し支えない。

また、乗合バスの管理の受委託に基づく運行を行う場合であって、受託者が受委託事業のために使用する事業用自動車その他の諸施設と受託者が自ら行う事業の用に供する施設とが同一敷地内にある場合については、受委託事業を行う営業所の補助者を兼務しても差し支えない。

ただし、これらの場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこと。

(7) 補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であって、代理業務を行える者ではない。ただし、第24条の点呼に関する業務については、その一部を補助者が行うことができるものとする。

(8) 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。

イ. 運転者が酒気を帯びている

ロ. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができない

ハ. 無免許運転

ニ. 最高速度違反行為

(9) 本条第5項は、事業者が法第78条第3号の許可を受けた自家用自動車を用いて旅客の運送を行う場合に、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数に当該自家用自動車の数を加えて得た数に応じて、上記に

示す数以上の運行管理者を選任しなければならないことを定めるものである。

第48条 運行管理者の業務

- (1) 本条第1項は、法第23条第2項に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務のうち運行管理者に行わせるべき最低限の業務の範囲を定めたものであることから、これらの業務の処理を妨げない範囲でこれ以上の職務を事業者が定めることは差し支えないが、定めた場合には、運行管理規程に記載するよう事業者を指導すること。
- (2) 第1項第8号の「運行記録計を管理し」とは、運行記録計による正確な記録が確実に得られるよう、運行記録計の整備及び記録紙等の当該装置への脱着等の管理を行うことをいう。
- (3) 第1項第14号に基づき、乗務員証を携行させ、及び返還させるのは、業務前及び業務後の点呼の際が適当と考えられるが、その励行を確保するため、点呼等の記録に記入するよう指導すること。
- (4) 本条第2項は、事業者が法第78条第3号の許可を受けた自家用自動車を用いて旅客の運送を行う場合に、当該自家用自動車についても運行管理者が運行の安全の確保に関する業務を行わなければならないことを定めるものである。

第48条の2 運行管理規程

補助者を選任する場合には、補助者の選任方法及び職務並びに遵守事項等について明記しておくこと。

第48条の4 運行管理者の講習

- (1) 講習は、「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項、第48条の4第1項、第48条の5第1項及び第48条の12第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年国土交通省告示第454号。以下「講習告示」という。）に従い、選任届出をした日若しくは事故又は行政処分を受けた日において、当該年度に予定されていた講習が全て終了している場合等のやむを得ない理由がある場合を除き、講習告示に規定する時期までに受講させるよう指導すること。
- (2) 新たに選任した運行管理者とは、当該事業者において初めて選任された者のことをいい、当該事業者において過去に運行管理者として選任されていた者や他の営業所で選任されていた者は、新たに選任した運行管理者に該当しない。ただし他の事業者において運行管理者として選任されていた者であっても当該事業者において運行管理者として選任されたことがなければ新たに選任した運行管理者とする。
- (3) 特別講習の受講対象者については、以下に定めるところにより把握をし、講習告示に定めるところにより、受講対象者を指定し、速やかに講習の通知を行うこと。

また、特別講習の対象となった運行管理者又は統括運行管理者が当該事業者の当該営業所以外の営業所の運行管理者又は統括運行管理者に選任された場合であっても、講習を行うこと。

- ① 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所については、事故報告規則に基づく当該事故の報告の際に、同規則別記様式の運行管理者の欄に当該運転者の点呼又は指導監督を行った運行管理者など同様式の（注）（25）による運行管理者及び（注）（26）による統括運行管理者（選任されている場合に限る。）の氏名を当該事業者に記載させ、特別講習の対象となる運行管理者を把握し、その旨を記録し、保存すること。

なお、道路交通法第108条の34の規定に基づいて死者又は重傷者を生じた事故で事業用自動車の運転者が第一当事者となったものとして通知があった事故のうち死者又は重傷者を生じたものについては、当該事故の報告を確実に行わせるよう指導すること。

- ② 法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受ける営業所については、当該行政処分に先立つ監査において判明した、規則第48条各号の規定に対する違反について、相当の責任を有していると認められる当該営業所の運行管理者及び統括運行管理者（選任されている場合に限る。）を指定し、行政処分の命令書を交付する際に受講の指示を確実に行うとともに、その旨を記録し、保存すること。
- (4) 特別講習の趣旨は、死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所の運行管理者又は法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者のうち当該事故又は当該行政処分について最も責任がある運行管理者を特定し、当該運行管理者に制裁を課すことではなく、当該営業所の統括運行管理者及び当該事故又は当該行政処分について相当の責任を有していると認められる運行管理者に当該営業所の運行管理者を代表して講習を受けさせ、当該営業所における運行管理の水準の向上を図り、一層の安全を確保することにあることから、事業者に対し、その旨を徹底すること。
- (5) 特別講習の通知を行う場合には、別添の「通知文の例」を参考とされたい。また特別講習の受講対象者だけでなく、当該営業所に所属する運行管理者に対して、二年度毎に受講させる基礎講習又は一般講習について、二年度連続で受講させなければならないことについてもあわせて周知されたい。
- (6) 運行管理者の講習の受講履歴については、保安担当が、監査担当と連携をとって講習実施機関に対し、定期的に講習実績の報告を求めるなど講習の受講状況の把握に努めること。

第48条の5 運行管理者の資格要件

- (1) 第1項の「実務の経験」には、同項の表の上欄に掲げる運行管理者資格者証の種類に応じ、同表の下欄に掲げる種類の事業の事業用自動車の運行管理に関し、平成14年1月31日以前に有していた実務の経験を含むものとする。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者が法第21条第2号の許可を受けて乗合旅客を運送する事業用自動車について、平成16年3月31日以前に行った運行管理は、平成16年4月1日以降においても「実務の経験」に含むが、平成16年4月1日以降に行った運行管理は、「実務の経験」に含まないものとする。
- なお、運行管理に関する実務の経験とは、運行管理者等として実際に運行管理に携わっていた経験（平成19年3月31日以前に実際に運行管理に携わっていた経験を含む。）をいう。また、個人タクシー事業者としての経験は含まない。
- (2) 第1項の「講習」については、平成14年1月31日以前に自動車事故対策センターが実施していた基礎講習及び一般講習を含むものとする。
- また、昭和48年以前に行われていた陸運局長等の教習及び研修についても、修了証等の受講の証明があるものは認めて差し支えない。
- (3) 第1項の「講習」のうち少なくとも1回は基礎講習を受講すること。
- (4) 第1項の「講習」の受講回数については、同号に基づいて国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を同一年度に受講した場合1回とする。

第48条の6 資格者証の様式及び交付

- (1) 第1項で定める資格者証（第1号様式）の「資格者証番号」は、地方運輸局名を示す符号、各運輸支局名（運輸監理部を含み、陸運事務所を除く。）を示す符号及び資格者証の種類を示す符号並びに交付番号（一連番号とする。）の順に配列する。
- ① 地方運輸局名を示す符号は、次のとおりとする。
-

局名	符号	局名	符号
北海道運輸局	北	近畿運輸局	近
東北運輸局	東	中国運輸局	中国
北陸信越運輸局	北信	四国運輸局	四
関東運輸局	関	九州運輸局	九
中部運輸局	中部	沖縄総合事務局	沖

② 各運輸支局名（陸運事務所を除く。）を示す符号は、運輸支局名の頭文字とする。

（例1）北海道運輸局札幌運輸支局の場合は、「札」の符号。

（例2）沖縄総合事務局の場合は、運輸支局の符号は示さない。

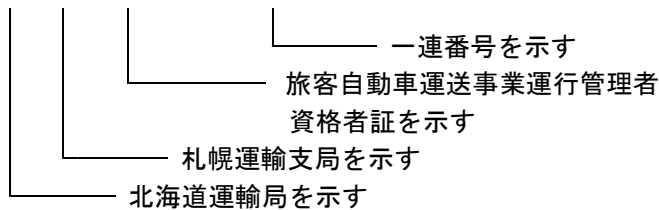
③ 資格者証の種類を示す符号は、次のとおりとする。

資格者証の種類	符号
旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	旅客
一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	乗合
一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	乗用
特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	特定

④ 資格者証の「資格者番号」の例

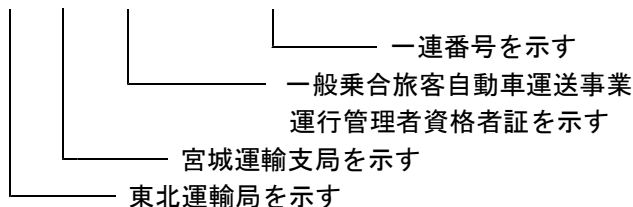
（例1）北海道運輸局札幌運輸支局において旅客自動車運送事業に係る資格者証を交付する場合

北 札 旅客 第 1 号



（例2）東北運輸局宮城運輸支局において一般乗合旅客自動車運送事業に係る資格者証を交付する場合

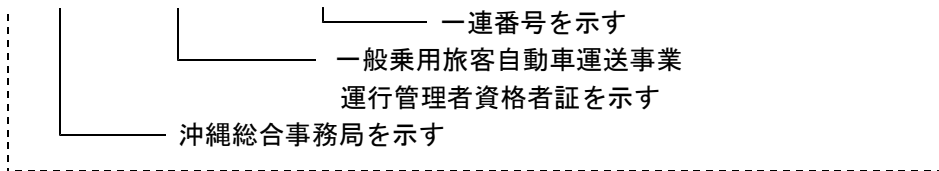
東 宮 乗合 第 1 号



（例3）沖縄総合事務局において一般乗用旅客自動車運送事業に係る資格者証を交付する場合

沖 乗用 第 1 号





(2) 資格者証を交付したときは、各資格者証の種類ごとに資格者証台帳を作成し、次の事項について記載しておくこと。なお、資格者証台帳は永久保存とする。

- ① 資格者番号
- ② 交付年月日
- ③ 氏名
- ④ 生年月日
- ⑤ 合格者番号又は資格要件
- ⑥ その他必要な事項

(3) 資格者証交付申請書の保存期間は3年間とする。

(4) 第2項の「住民票の写し」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条の規定を踏まえ、特定の個人を識別するための番号（個人番号）が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出させること。

(5) 第2項の「これに類するもの」とは、戸籍抄本の写し又は自動車運転免許証等公的な機関が発行したものの写しで、申請者の氏名及び生年月日が証明できるものをいう。

(6) 第2項第2号の「前条第1項に該当することを証する書類」は、原則として次に掲げるものとする。

- ① 改正法施行前の法（以下「旧道路運送法」という。）に基づく運行管理者については、運行管理者選任届出書（控）の写し
- ② 補助者として実際に運行管理に携わっていた経験（平成19年3月31日以前に実際に運行管理に携わっていた経験を含む。）について当該経験の期間中に属していた事業者が証明した書面
- ③ 「運行管理者等指導講習手帳」の写し等規則第48条の5第1項に基づいて国土交通大臣が認定した講習を実施する機関が当該講習の受講を証明した書面

第48条の7 資格者証の訂正

(1) 資格者証の訂正を行った場合には、資格者証台帳に訂正年月日等必要な事項を記載しておくこと。この場合、資格者証番号は当初付した番号とする。

また、訂正申請書の保存期間は3年間とする。

(2) 第1項の「住民票の写し」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条の規定を踏まえ、特定の個人を識別するための番号（個人番号）が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出させること。

第48条の8 資格者証の再交付

(1) 資格者証を再交付する場合には、資格者証番号は当初付した番号とし、資格者証の右上部に「再」と朱書等をして再交付すること。

なお、資格者証台帳に、再交付年月日及び理由等必要な事項を記載しておくこと。

また、再交付申請書の保存期間は3年間とする。

- (2) 「住民票の写し」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条の規定を踏まえ、特定の個人を識別するための番号（個人番号）が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出させること。

第48条の9 資格者証の返納

- (1) 第1項の場合には、再交付した資格者証を確認のうえ、返納された資格者証を廃棄処分し、資格者証台帳に返納された旨及び返納年月日を記載しておくこと。
- (2) 第2項の場合には、返納された資格者証を廃棄処分し、資格者証台帳に死亡又は失踪宣告の年月日及び返納年月日を記載し、朱線により抹消の処理をすること。

第48条の12 受験資格

第2項の講習には、平成7年4月1日以降平成14年1月31日以前に自動車事故対策センターが行っていた基礎講習も含む。

第50条 運転者

本条第1項第8号に基づく点検の項目は、次に掲げるものであること。ただし、※の項目は、エアブレーキを採用している車両に限る。

- ブレーキの効きが十分であること。
- タイヤ空気圧が適当であること。
- 灯火装置及び方向指示器の点灯又は点滅状態が不良でないこと。
- ※空気圧力の上がり具合が不良でないこと。
- ※ブレーキバルブからの排気音が正常であること。

第52条 物品の持込制限

- (1) 第3号の「アルコール」には、アルコール分が70度以下のアルコール性飲料は含まないものとする。
- (2) 第10号の「刃物」の定義、梱包の方法及び梱包状態等の確認については、「刃物をバス・タクシーの車内に持ち込む際の梱包方法についてのガイドライン」（平成31年1月国土交通省自動車局）の定めるところによるものとする。

刃物をバス・タクシーの車内に持ち込む際の梱包方法についてのガイドライン

本ガイドラインの公表の目的について

国土交通省では、平成30年6月9日に発生した東海道新幹線のぞみ号車内殺傷事件を受けて、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）を改正し、乗合バス車内へ持ち込んで서는ならない物品として刃物を追加したところである。具体的には、刃物の中には、文房具に代表されるように、日常生活あるいは社会生活における必要性から携帯されているものも多いたる、利用者の利便性にも鑑み、他の利用者に危害を及ぼすおそれがないように梱包されたものを除いて、車内への持込みが禁止される旨を明確化したものである。

他方、一口に刃物といっても、その刃渡りや構造等は様々であり、これに由来する殺傷能力・危険性も一様ではない。このため、刃物を他の利用者に危害を及ぼすおそれがないように梱包するに当たっては、これらを考慮した上で個別具体的なケースに応じて梱包方法を選択する必要がある。

今般の規則改正により、貸切バス及びタクシーについても、道路運送法に基づく標準運送約款において、適切に梱包されていない刃物を旅客が携帯している場合に事業者が運送の引受け等を拒絶できることとなり、本ガイドラインは、刃物の梱包方法について、典型的な例や考え方を示すことにより、バス・タクシーの車内における危険の発生を未然に防止しつつ、利用者が手荷物として刃物を危険なく運搬することを可能とし、利用者の利便性も保つための一助となることを目的として定められたものである。

平成31年1月

国土交通省自動車局

第1 刃物とは

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条の「刃物」とは、その用法において人を殺傷する性能を有し、鋼又はこれと同等程度の物質的性能（硬度・曲げへの強さ）を有する材質でできている片刃又は両刃の器物で刀剣類¹以外のものをいう。

<主な刃物>

- ・包丁類、ナイフ類（カッターナイフを含む。）、牛刀、山刀、くり小刀、なた、鎌、はさみ、のこぎりなど

※セラミック製のものも「刃物」に該当する。

第2 梱包の方法について

(1) 刃渡り6cmを超える刃物²

刃渡り6cmを超える刃物は、悪意を持って使用される、又は意図せず誤って他の利用者に刺さる等した場合、死傷等の重大な結果を招く危険性が特に高いものであることから、車内にこれらを持ち込むに当たっては、直ちに取り出して使用できないような状態にしておくことが必要である。

これらについて、他の利用者に危害を及ぼすおそれがないような梱包方法の具体的な例としては、以下のものが考えられる。

- ・刃先をさやケース（プラスチック製、革製のもの等）に収納する、又は段ボール等で刃先を覆った上で、刃物全体を新聞紙等で包装し、持ち運ぶ際に刃物が飛び出さないよう丈夫な袋や箱、カバンにしまっておく。
- ・小売店等において購入した際の梱包状態が保持されている。

(2) 刃渡り6cm以下の刃物³

これらの刃物は、(1)で挙げたものほどの危険性を有するものではなく、また、日常一般に携帯する可能性が高いものではあるが、車内が、不特定多数の人が利用する閉鎖された空間であることに鑑み、他の利用者に恐怖感等を与えることなく、利用者が安心してバス・タクシーを利用できるようにするためにも、車内では使用せず、袋等に収納しておくことが必要である。

これらについて、他の利用者に危害を及ぼすおそれがないような梱包方法の具体的な例としては、以

下のものが考えられる。

- ・ カッターナイフの刃先をしまい、ペンケースの中に収納しておく。

第3 刃物の梱包状態等の確認について

乗務員は、全ての利用者が安心してバス・タクシーを利用できるよう、本ガイドライン及び運送約款の定めるところにより、必要に応じて刃物の梱包状態等の明示を求める場合がある。

¹ 刀剣類とは、

- ・ 刃渡り15cm以上の刀、やり及びなぎなた
- ・ 刃渡り5.5cm以上の剣、あいくち
- ・ 45度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り5.5cm以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であってみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で1cmの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して60度以上の角度で交わるものを除く。）

をいう。（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第2条第2項）

刀剣類は、銃刀法第3条第1項により、原則として所持そのものが禁止されている。

² 刃渡り6cmを超える刃物を正当な理由なく携帯することは、銃刀法第22条においても、原則として、禁止されている。（違反した者は、第31条の18第3号の規定により、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金の刑に処せられる。）

³ 次に掲げるものは、本ガイドライン中では刃渡り6cm以下の刃物とみなす。

- ・ 刃渡り8cm以下で、刃体の先端部が著しく鋭くはない、又は、刃が鋭利ではないはさみ
- ・ 刃渡り8cm以下で、刃体の幅が1.5cm以下で、刃体の厚みが0.25cm以下で、かつ、開刃した刃体をさやに固定させる装置を有しない折りたたみ式のナイフ
- ・ 刃渡り8cm以下で、刃体の厚みが0.15cm以下で、かつ、刃体の先端部が丸みを帯びているくだものナイフ
- ・ 刃渡り7cm以下で、刃体の幅が2cm以下で、かつ、刃体の厚みが0.2cm以下の切出し

(3) 第14号の「これと同等の能力を有すると認められる犬」とは、外国の法令等により認められている盲導犬、介助犬、聴導犬等を想定しているものである。

第53条 禁止行為

第1号の「みだりに運転者に話しかけること」とは、運転に支障を来す程度に運転者に話しかけることを想定しているものである。

第68条 届出

(1) 運行管理者選任（解任）届出書及び補助者選任（解任）届出書の様式は、電子情報処理組織による届出については別添のとおりとする。

また、これによらない届出については別添の様式を例として地方運輸局において運行管理者選任（解任）届出書及び補助者選任（解任）届出書の様式を作成することとして差し支えない。

(2) 第1項の表第1号の届出の際には、運行管理者資格者証又はその写しの提示を求め、確認を行うこと。

(3) 旧道路運送法に基づき運行管理者として選任届出をされている者が資格者証の交付を受けた場合には、速やかに別添の様式例により届け出るよう指導すること。

(4) 運行管理者の選任又は解任の届出を行う際には、統括運行管理者を選任している営業所については、別添の様式例の備考欄に統括運行管理者の氏名、選任年月日を記載させること。

なお、既に届出を行った統括運行管理者を変更した場合は、運行管理者の選任又は解任を伴わない場合であっても、変更後の統括運行管理者について届出を行うよう指導すること。

(5) 第1項の表第5号の届出の際には、運行管理者資格者証若しくはその写し、貨物自動車運送事業法第19条第1項の運行管理者資格者証若しくはその写し又は第47条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定を受けた講習を修了したことを証する書類の提示を求め、確認を行うとともに、法第23条の2第1項第1号の該当の有無を申告させること。

(6) 運行管理者選任（解任）届出及び補助者選任（解任）届出を受け付けた際には、速やかに届出内容を運送事業者監査総合情報システムに入力すること。

第69条 書類の管理

(1) 本条は、運行管理の適正化及び監査の効率化等を図るため、旅客自動車運送事業者に対し、「旅客自動車運送事業者が管理すべき書類を定める告示」（平成28年国土交通省告示第1336号。以下「書類告示」という。）に定める書類の営業所における適切な管理及び速やかな提示を義務付けるものである。したがって、この趣旨に則り、書類告示に定めない書類についても、適切な管理に努めるよう事業者を指導すること。

(2) 「速やかに提示できるようにする」とは、法第94条第1項の規定による報告の求めを受けた場合には報告の期限までに提出の求めを受けた書類を提出できるようにすることを、同条第4項の規定による立入検査において提示（写しの提供を含む。以下同じ。）の求めを受けた場合には検査終了時まで当該求めを受けた書類を提示できるようにすることをいう。

附 則（平成21年9月28日付け国自安第54号、国自旅第120号、国自整第47号）

改正後の通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年11月20日付け国自安第117号、国自旅第194号、国自整第91号）

改正後の通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年4月28日付け国自安第6号、国自旅第8号、国自整第6号）

改正後の通達は、平成22年4月28日から施行する。ただし、第24条に(2)を加える改正規定、同条(3)①ホ、及び②の改正規定並びに第48条の2の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日付け国自安第170号、国自旅第246号、国自整第145号）

改正後の通達は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年4月16日付け国自安第74号、国自旅第169号、国自整第147号）

改正後の通達は、平成24年4月16日から施行する。

附 則（平成24年6月29日付け国自安第34号、国自旅第206号、国自整第56号）

改正後の通達は、平成24年7月20日から施行する。

附 則（平成24年7月18日付け国自安第48号、国自旅第223号、国自整第70号）

改正後の通達は、平成24年7月20日から施行する。

附 則（平成24年11月22日付け国自安第105号、国自旅第331号、国自整第158号）

改正後の通達は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年5月15日付け国自安第16号、国自旅第14号、国自整第24号）

改正後の通達は、「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」2. (5)を除き平成25年8月1日（高

速ツアーバス及び会員制高速乗合バスから高速乗合バスへの移行のために、乗合バス事業に係る許認可の取得を完了させ、平成25年8月1日より前に高速乗合バスの運行を開始する場合には、その運行を開始する日)から施行する。「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」2.(5)については平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月26日付け国自安第70号、国自旅第82号、国自整第84号)

改正後の通達は、平成25年7月31日から施行する。

附 則 (平成25年8月23日付け国自安第127号、国自旅第203号、国自整第148号)

改正後の通達は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月16日付け国自安第209号、国自旅第343号、国自整第243号)

改正後の通達は、平成25年12月16日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日付け国自安第312号、国自旅第623号、国自整第398号)

改正後の通達は、平成26年5月1日から施行する。ただし、第21条の2(2)②及び③の改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月17日付け国自安第161号、国自旅第233号、国自整第225号)

改正後の通達は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第26条の2(2)、第38条(9)、(15)、(16)(ドライブレコーダーの記録の保存に係る部分に限る。)、(19)及び第47条の9(2)の改正規定は、平成29年12月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月17日付け国自安第264号、国自旅第405号、国自整第380号)

改正後の通達は、平成29年3月17日から施行する。

附 則 (平成29年9月29日付け国自安第112号、国自旅第162号、国自整第169号)

改正後の通達は、平成29年9月29日から施行する。

附 則 (平成29年12月27日付け国自旅第241号)

改正後の通達は、平成30年1月4日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日付け国自安第266号、国自旅第339号、国自整第361号)

改正後の通達は、平成30年3月30日から施行する。ただし、第47条の2の改正規定は平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日付け国自安第234号、国自旅第301号、国自整第320号)

改正後の通達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月27日付け国自安第136号、国自旅第302号、国自整第219号)

改正後の通達は、令和2年11月27日から施行する。

附 則 (令和3年1月26日付け国自安第178号、国自旅第383号、国自整第278号)

改正後の通達は、令和3年1月26日から施行する。

附 則 (令和3年2月25日付け国自安第196号、国自旅第441号、国自整第306号)

改正後の通達は、令和3年2月25日から施行する。

附 則 (令和4年12月28日付け国自安第122号、国自旅第380号、国自整第211号)

改正後の通達は、令和4年12月28日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日付け国自安第154号、国自旅第572号、国自整第278号)

(施行期日)

1 改正後の通達は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この通達の施行の際現に、遠隔点呼実施要領（令和3年12月27日付 国自安第137号 国自旅第393号 国自貨第91号）VI又は乗務後自動点呼実施要領（令和4年12月20日付 国自安第116号）第3章IVの規定により運輸支局長等に対してされている遠隔点呼又は乗務後自動点呼の実施等に係る申請又は届出は、この通達の施行後は、この通達による改正後の相当規定に基づいて、運輸支局長等に対してされた届出とみなす。

3 この通達の施行の際現に、自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた実証実験実施要領 IT点呼（遠隔点呼）編（令和3年3月 国土交通省自動車局安全政策課）の規定に基づき、遠隔点呼を実施している事業者については、この通達による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年5月31日付け国自安第24号、国自旅第54号、国自整第35号）

改正後の通達は、令和5年5月31日から施行する。

附 則（令和5年8月1日付け国自安第52号、国自旅第122号、国自整第79号）

改正後の通達は、令和5年8月1日から施行する。

附 則（令和5年10月10日付け国自安第88号、国自旅第189号、国自整第130号）

「書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。」とした改正規定については、令和5年10月10日から施行する。その他の規定については、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月8日付け国自安第99号、国自旅第209号、国自整第150号）

改正後の通達は、令和5年11月8日から施行する。

附 則（令和6年3月29日付け国自安第179号、国自旅第429号、国自整第280号）

改正後の通達は、令和6年4月1日から施行する。